

Title	御国民法：城井国綱本：続・明治法制史料雑纂（四）
Sub Title	The Mikuni-minpo : a draft of the Japanese civil code in early Meiji era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.7 (1965. 7) ,p.75- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650715-0075">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650715-0075</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ここに紹介する資料は、昭和三十七年十二月、白木屋の古書展に出品され、現在、義塾法学部研究室が所蔵する「御国民法 自一条至百六拾六条」<sup>(1)</sup>である。司法省八行野紙八十四枚に浄書され、第一枚目の表紙に朱書で、「御国民法」とあり、右下に「城井国綱」と墨書で署名されている。浄書の筆蹟は数種あり、城井<sup>+</sup>のものがふくまれているかどうかは明らかでないが、彼によつて浄書がまとめられたものと思われるので、「城井国綱本」と呼称した。

城井は、司法省創設直後の明治四年八月の「官員全書」によると、司法省十三等出仕であり、さらに翌五年五月の「官員全書」<sup>(2)</sup>によると、同年二月に明法寮へ転じ、明法少属として在職している。城井本「御国民法」は、彼が司法省の本省か、またはその外局である明法寮に在任中、作成した写本とみてよからう。「御国民法」の名称は正式のものか、それとも城井が私的に名づけたものかはわからな

## 手塚 豊

城井本「御国民法」の内容の大半、約四分の三程度のものは、すでに東京大学石井良助博士によつて発表された制度局民法草案「民法決議」<sup>(3)</sup>、「民法決議第二」<sup>(4)</sup>に符合する(相違点については後述する)。したがつて、それが、制度局民法草案の一種を写し取つたものであるという推定が一応成りたつ。

明治二年八月から四年八月まで存続した制度局において、わが国最初の民法編纂事業が開始されたことは、すでに戦前から知られていたが、その成果は全く不明であつた。<sup>(5)</sup>何分にも、当時の事情を伝える唯一の史料が、次のような簡単な箕作麟祥談であつたがために他ならない。<sup>(7)</sup>

明治三年には、太政官の制度局と云ふ所に、其時、江藤新平と云ふ人が、中弁をやつて居りましたが、民法を(フランス民法——手塚註)、二枚か三枚訳すと、すぐ、それを会議にかけると云ふあ

りさまでありました、これは、変は変だが、日本で、民法編纂会の始まりました元祖でござります。

ところが、昭和十九年、石井博士は、前にも述べたごとく、制度局民法草案「民法決議」七九カ条(フランス民法の第一〇一条までに当る部分)を発表されたのである。これにより、制度局民法編纂会議の成果がようやく明らかになったわけである。この石井博士の貴重な紹介とはとんど時を同じくして、京都大学の小早川欣吾教授は、制度局民法編纂会議の内容を示す東京上裁判所「一記録」を公表された。次の通りである。<sup>(9)</sup>

明治三年庚午九月十八日太政官制度局ニ於テ民法會議ヲ開ク。

中井江藤新平、主任トナリ、大学大博士箕作麟祥、仏国民法翻譯講義ヲ為シ、権大史生田精、会務ノ事ヲ掌ル。三八ノ日ヲ以テ会日ト為シ、翻譯教業成ル毎ニ書記ヲシテ数部ヲ謄写セシメ、会員ニ分ツ。会員左ノ如シ

神 祇 官	少 佑	福 羽	美 静
集 議 院	判 官	神 田	孝 平
刑 部 省	大 丞	水 本	成 美
大 学	大 丞	加 藤	弘 之
	兵 学 大 教 授	赤 松	則 良
民 部 省	地 理 司	杉 浦	謙 議
大 藏 省	少 丞	沢 沢	栄 一

右ノ外、納言、參議臨席シ、局中大史楠田英世、元田直、権大史長谷川深美、長次少史金井之恭、蛭川正胤等列席ス。此時ニ当

リ、中井ノ意、一章一疑議定スル毎ニ直ニ之ヲ実施セント欲セリ。而シテ開卷第一民権ノ字義ニ於テハ、吾邦開關以來夢想シ得サル所ノ事ニシテ父子夫婦ノ權義ニ至ルマデ、一トシテ奇怪ノ事タラザルハ無ク、且訳字ノ雅馴ナラザルヲ咎メ議論益涌徒ニ片言隻字ヲ論スルカ為メニ数月ノ會議ヲ費シ、一モ議定ニ至ルコトナシ。翌明治四年七月太政官改制ニ付廢会トナレリ

すなわち、制度局民法編纂會議は、明治三年九月十八日から四年七月まで、毎月三と八の日に會議が開かれたが、遂に成案は得られなかつたのである。石井博士の紹介された「民法決議」は、この會議における未定稿と考えられる。「一記録」に「一モ議定ニ至ルコトナシ」とあるは、確定案は成稿しなかつたという意味であろう。なお、同會議の出席者の内、水本成美については、当時の刑部卿嵯峨実愛の日記「続愚林記」明治三年八月の項に、次のような記事があり、その参加の事情を知ることができる。<sup>(10)</sup>

○廿五日

一巳刻前著狩衣參 朝依催所祇候也及午刻前土方中井ノ今般於制度局民法取調可有之ニ付於刑部省者相関之条件多端之間來廿八日ノ丞判事等之内一人可參会但刑律心得之人可然依之水本大判事兼勤被 仰付云々此事体裁委曲不心得者難致拜命之問佐々木參議面談巨細聞之所存之趣申入之処於佐々木同意猶省中申合之上人体可申出旨談之今日 御沙汰者先弁官方ニ而可有猶予趣土方中井申談了退出直出省前条申合之処今日丞判事等不參多之問明後朝申談之上可申立旨示合了未刻斜退出還邸

○廿七日

一 辰斜參 朝右大臣面談一昨日一条也民法取調御用水本大判事  
被 仰下可然旨所申入也

この記事によると、八月二十八日から会議が開かれたことになるが、あるいはこれは準備会であつて、正式の会議は九月十八日から開始されたのかも知れない。

このように、戦前においては、全く不明であつた制度局民法編纂会議の事情も、ようやく大体の輪郭が明らかになつたが、昭和三十四年、さらにあたらしい資料が発見された。都立大学利谷信義助教授が、佐賀県立図書館で見出された「民法決議第一」と「民法決議第二」が、それである<sup>(11)</sup>。前者は、石井博士の紹介された「民法決議」と、ほとんど同じ内容のもので、後者はその統編である。この「民法決議第一」も、昭和三十八年、石井博士によつて発表された<sup>(12)</sup>。「民法決議第一」の覆刻を省略されたのは、それがすでに発表されている<sup>(13)</sup>。「民法決議」と大同小異だからである<sup>(13)</sup>。

さて、城井本「御国民法」は、前にも一言したごとく、そうした既発表の「民法決議」「民法決議第一」に該当する内容をふくみ、さらにその統編五五カ条を包含している。そして「民法決議」に該当する部分(以下、しばらくこの個所を単に御国民法と略称する)には、かなりの相違と加除がみられる。その主なる点は、次の通りである。

(一) 御国民法は、その冒頭に、前加篇五カ条を有するが、民法決議には前加篇はない。民法決議第一も同様である。

(二) 御国民法には第七条があるが、民法決議では「此一条ハ後議

ニ付ス」とあつて、内容の記載がない。民法決議第一も同様である。

(三) 御国民法には第二一条から第一五条までの条文があるが、民法決議では「十二、十三、十四、十五条、外務省ヨリ出席ヲ得テ議スヘシ」とあつて、その内容の記載がない。民法決議第一も同様である。

(四) 御国民法には第二章の「第二款第二十二条ヨリ第三十三条ニ至 刪」とあるが、民法決議では、それらの条文が存在する。民法決議第一も同様である。この部分は「裁判所ニ於テ刑ヲ言渡シタルニ因リ民権ヲ奪フ事」すなわち「准死」の場合の規定である。

(五) 御国民法第五一条但書「此規則ハ刑法ノ条例ト相触ルコトナカル可シ」は、民法決議では「此規則ハ刑法百四十五条以下百九十二条以下ノ条例ト相触ル、コトナカルヘシ」とある。民法決議第一も同様である。この刑法の条数は、フランス刑法のそれである。

(六) 御国民法第四九条の部曲官吏に対する罰金「一両」は、民法決議では「二十両」とある。民法決議第一も同様である。

(七) 御国民法では「日本人」となつている個所が(例えば第八一条、第一〇条、第一一条等)、民法決議では「国人」となつている。民法決議第一も同様である。

(八) 御国民法では条文の内容があるが、民法決議では「削ル」となつているもの(例えば第九条)、また条文の内容が両者で多少

相異なるもの(例えば第一〇条、第二一条、第二二条、第四八条、第五三条等)もあり、さらに言葉つかいの些少のちがいは随所にみられる。

こうした相違点から推測すると、御国民法は、「民法決議」の内容をさらに修正、整序したものとみてよからう。「民法決議」に「後議ニ付ス」あるいは「外務省ヨリ出席ヲ得テ議スヘシ」とある個所が、御国民法では充足されており、また、「民法決議」にみられる無用なフランス刑法の引用条文、さらにわが国の慣習に余りにも副わないと思われる「淮死」(mort civile)の制度(フランスでも一八五四年五月三十一日法ですでに廃止されていた)などが、御国民法で削除されていることこそ、御国民法が「民法決議」よりも一歩前進した草案である証拠といえる。

しかし、御国民法も確定した草案とはみられない。なぜならば、それに附せられている条数は仮の番号にすぎず、したがって内容の加除によつて条数に断続があり、また、フランス民法第五七条から第一〇一条に該当する部分には、そうした仮の条数すら記載がなく、全体的にみて、全くの未定稿だからである。

城井本「御国民法」の「民法決議第二」に該当する部分(第一〇二条—第二二一条)は、こまかい字句の相違をのぞいては、両者はほとんど同じものである。その相違というのは、例えば「立置キタル」が「立テ置キタル」(第一二一条。前が「民法決議第二」、後が「御国民法」の文言、以下同じ)、「訴出ル時」が「訴出時」(第一二四条)、「奸情」が「姦情」(第二〇〇条)の類である。しかし、「民法決

議第二」の文言で明らかでない誤りが、訂正されている箇所もある。すなわち第一〇七条の「職任」が「職任」に、第一七四条の引用条文「第百六十二条」が「百六十条」になっているのが、それである。

元来、この第一〇二条から第二二一条に至る箇所は、フランス民法の条数に合わせ、その内容を翻案、潤色したものであつて、會議の討議用に作られた第一次草案またはそれに近いものと推定される。第二二一条以下第二六六条までの部分(これは、「民法決議第二」には存在しない)も、また同様である。これらの部分が、そうした翻案調のままでのこざれていることは、この部分は、まだ討議の対象にまでならなかつたのか、あるいは討議されたとしても、修正の段階にまで至らなかつたのか、どちらかであろう。

第一〇一条までの部分についても、おそらく最初にそうした翻案調の第一次草案が作られ、それを討議して修正加除を行い、その中間的結果を一応まとめたものが、「民法決議」(「民法決議第一」も同じ段階のものと思われる)であり、さらにそれを修正、加除したものが、「御国民法」のそれに該当する部分——これとてもまだ未定稿であること、前述の通りである——であつたと思われる。

さて、ここで城井本「御国民法」の成稿時期を考えてみたい。その写本そのものは、司法省野紙に書かれていることとて、司法省時代の筆写であることは疑う余地はないが、その内容の成稿時期はそれ以前であつたとみる推測も十分成りたつ。前から存在していた未定稿草案を、司法省の時代に参考資料として——おそらくは民法編纂の参考として——筆写することは、ありうることだからである。

まず、城井本「御国民法」の中、「民法決議」に該当する部分の成稿時期を考察しよう。「民法決議」および「民法決議第一」は、共に太政官野紙が使用され、制度局という名称の記載と、制度取調という朱印が捺されているから、それらが、制度局時代の草案そのものであることは、明らかである。<sup>(15)</sup>「御国民法」のそれに該当する部分は、その修正案であるから、これもまた制度局時代に成稿したものと、一応考えられることは、前にも述べた通りである。もしもそうであるならば、「御国民法」のその部分は、制度局民法編纂会議の最終案——未定稿ではあるが——であったと考えざるをえない。なぜならば、後に司法部において、制度局時代の草案を参考までに筆写したとすれば、当然に最終案を利用するものと思われるからである。

しかし、「御国民法」のその部分が、「民法決議」および「民法決議第一」と同様に、制度局時代に成稿したという確証はない。したがって、別の推測すなわち制度局以後の民法編纂会議において成稿したとみることもできる。

明治四年八月十八日、制度局はあらたに設けられた立法機関である左院（七月二十九日創設）に吸収されて廃止された。左院副議長江藤新平（八月十日任）は、制度局において主宰していた民法編纂会議を、左院へ移して再興した。この左院民法編纂会議の状況については、現在までのところ、ほとんどみるべき資料が発見されていない。<sup>(16)</sup>

前掲箕作麟祥談も、<sup>(17)</sup>

その後、制度局の民法会は、止まりました、左院で、民法会が始まりましたが、字句論があつたばかりで、事柄のことは、何とも論はありませんでした。<sup>(18)</sup>

と述べているだけであり、また、前掲「一記録」にも、<sup>(18)</sup>  
明治四年八月左院創立ノ後更ニ本会（註）民法編纂ヲ再興ス。然レトモ納言参議ノ臨席、諸官省會員ノ列席スルコトナク、箕作麟祥及ヒ議官有志ノ輩数名出席、僅ニ字句ヲ評論スルノミ。

とあるにすぎない。かつて私は「左院の民法会議は江藤の司法卿就任迄、約九ヶ月余続行されたものと思はれるが、その成果の断片だに伝へられざる儘、模糊たる昏冥の裡に放置するの止むなきにあるは、我が明治法制史上、最も遺憾なる出来事の一つと云はねばならぬ」と述べたことがあるが、この状況は、いまもなおつづいているのである。

しかし、制度局において、一応の草案が成稿していた事実が明らかになつた今日では、左院の民法編纂会議は、そうした草案を台本にして、討議をすすめたとみる推測も十分成りたつ。とすると、制度局草案「民法決議」の修正案である「御国民法」の前加篇、第一篇、第二篇は、左院民法編纂会議の所産であつたと考えることもできるであろう。

さらに「御国民法」が司法省時代になつてからの筆写であることから、その前加篇、第一篇、第二篇は、司法部において成稿したという疑いも全くないわけではない。すなわち、司法部において、制度局草案「民法決議」の修正を行つたという見方である。仮に、前

に述べた左院民法編纂会議で一部修正がなされたとしても、引きつづき司法省で修正され、「御国民法」の形にまでまとめられたとみることのできる。

司法省の民法編纂会議、とくにその明治五年十月以前の状況、そしてまた、当時行われていたことが確實である明法寮民法編纂会議との関係については、いまなお不明の点が多いが、石井良助博士の最近の考証によると、明治四年九月、司法省内に一種の外局として設けられた明法寮では、時期は明らかでないが、民法編纂事業が開始されて、草案が作られ、五年四月十二日より七月十三日に至る間に、その修正作業が行われて「改訂未定本民法」を成稿、さらに数度の修正を経て千百余条に及ぶ「皇国民法仮規則」を完成したとされている。そして、司法卿江藤新平（五年四月二十五日任）は、五年五月以降、明法寮民法編纂会議を司法省の会議に改組し、明法寮、司法省本省の官員のみならず、左院議長後藤象次郎と協議の上、左院議員をも参加せしめたといふのである。<sup>(21)</sup>

前に述べたごとく、城井国綱は司法省創設以来、本省に在職したが、五年二月に明法寮に入つており、その本省に在任中は、そこで民法編纂会議が行われた形跡はないから、城井本「御国民法」の作成は、彼が明法寮に転じた以後のこととみるのが順当であろう。しかも、その頃、明法寮では民法編纂会議が行われている。

とすると、「御国民法」（前加篇、第一篇、第二篇）は、この会議の所産であつたのか、それとも、この会議の参考資料に、それ以前の会議（制度局、左院）で成稿していた草案を筆写したのか、どち

らかであろう。もしも前者であれば、明法寮民法編纂会議は、四月十二日以前において、「皇国民法仮規則」第一次草案の起草に先立ち、制度局民法草案「民法決議」を台本にして修正作業（左院で一部の修正は行われたかも知れない）を行つた時期があつたことになる。

この場合、その修正作業は、五年二月以降に行われたのみみる必要はない。なぜならば、その修正は五年二月以前に行われ、同月、明法寮に入つた城井が、それまでの成果を筆写したと考えることも可能だからである。しかし、彼が民法編纂会議に参加した確証はない。また、後者であるとすれば、明法寮民法編纂会議は、「皇国民法仮規則」草案の起草に際し、それまでの民法編纂事業の業績を調査し、その成果が城井本「御国民法」であつたといえる。

以上に述べたように、御国民法（前加篇、第一篇、第二篇）については、種々の仮説が成りたつた。<sup>(22)</sup> それをまとめてみれば、次の通りである。

- (一) 制度局民法編纂会議（三年九月—四年七月）で、「民法決議」より一歩前進した草案として成稿したものである。
- (二) 左院民法編纂会議（四年八月—五年四月）で、「民法決議」を台本にして、修正が行われ、成稿したものである。
- (三) 明法寮民法編纂会議（始期不明なれど四年九月以降—五年四月以前）で、「民法決議」を台本にして、修正が行われ、成稿したものである。この場合、一部の修正はすでに左院ですんでいたかも知れない。

(四) (一)あるいは(二)の場合、城井本「御国民法」は、明法寮民法

編纂會議の参考資料として筆写されたものである。

現在のところ、私は(三)以外の公算が大きいものと考えているが、他に有力な傍証のあらわれるまで、その断定はさしひかえたい。ただ確実にいえることは、それが、制度局民法草案「民法決議」の修正案であるということだけである。

城井本「御国民法」の「民法決議第二」に該当する部分(第一〇二条—第二二一条)と、その続編(第二二一条—第二六六条)の成稿時期についてみるに、その部分はおそらく制度局時代に作成されたものと思われる。その理由は、(一)「民法決議第二」は、明らかに制度局草案である「民法決議第一」にすでに附属しているから、すくなくとも、「御国民法」の「民法決議第二」に該当する部分は、制度局時代のものともみられること。(二)この部分は前に述べた通り翻案調の原案であるが、この程度のものならば(とくに第三四條以下の翻訳調については、本稿・註14参照)、箕作麟祥訳「仏蘭西法律書民法」木版本が出版された以後は(第一冊から第四冊までは「明治辛未仲春」刊、わざわざ筆写本を作らなくとも、その木版本を討議の台本にできた筈だからである(五年十月三十日以降の司法省民法編纂會議は、この方法によっている)<sup>(23)</sup>、仮に「御国民法」のフランス民法第一〇一条相当の条文までが(「民法決議第一」に該当する部分、左院あるいは明法寮で成稿したものとしても、なお第一〇二条以下の部分は、制度局時代のものともみていい。なぜならば、その部分については、終始修正をうける機会がなく、最初の原案がそのまま残ったとみられるからである。しかし、この部分の成稿時期についても

一応の推定にとどめ、将来における関係資料の出現をまちたい。

(1) 表紙の題簽に「自一条至二百六十六条」とあるが、これは二六六カ条あるという意味ではなく、最初の条文が第一條で、最後の条文が第二六六条ということである。中には欠条もあり、また条数が付されていない箇所もあるので、実際の条項の数は、約二四〇カ条である。

(2) 尾佐竹猛「明治警察裁判史」一八四頁所取のものによる。

(3) 明治五年五月「官員全書・司法省」一二枚裏。明治七年月不詳「官員録」によると、城井は、警視庁九等出仕に在職している。「一三枚表」。明法寮から警視庁へ転任した年月日は明らかでない。なお、彼の略伝は、山崎有信「豊前人物志」(昭和十四年)四六四頁参照。

(4) 石井良助「民法典の編纂——民法決議より民法仮法則迄」・國家学会雜誌第五八卷二号・六一頁以下。

(5) 石井良助「民法決議第三篇至第五篇」・法学協会雜誌第八〇卷二号・三九頁以下。

(6) 私も、昭和十八年に出版した拙著において「制度局民法編纂事業」は「何分にも資料の貧困は、その時期、草案の成否等、何等具体的事実の片鱗をも伝へないのは寔に遺憾に堪えない」(「明治初年の民法編纂」司法資料別冊第二一号・二二頁)と述べたことがある。なお、星野通「明治民法編纂史研究」(昭和十八年)・八頁以下参照。

(7) 大槻文彦「箕作麟祥君伝」・二〇二頁—二〇三頁。

(8) 註4に同じ。

(9) 小早川欣吾「旧民法編纂過程と旧民法典に関する論争に就い



て、「統明治法制叢考」(昭和十九年)・二二一頁——二二二頁。石井博士も、この資料を利用して、その後ふたたび制度局民法草案の考証を発表されている(『民法決議』について)・法律時報第二九卷一頁・八六頁以下)。

(10) 「嵯峨実愛日記」第三(日本史籍協会本)・二九〇頁——二九一頁。なお、この日記では、水本は「大判事」とあるが、本文に掲げた「一記録」では「大丞」となっている。「元老院勅奏判任官履歴書」によると、水本は明治二十年十月九日に刑部大判事に任ぜられ、三年十二月廿四日に中判事に降官、四年二月二十日に免官となっている(五七枚裏)。したがって「大丞」とあるは誤りである。

(11)(12) 註5に同じ。

(13) 「民法決議」と「民法決議第一」との間にみられる些少の字句の相違を比較して、石井博士は前者の方が「やや整った点が見える」とされている(石井・前掲民法決議第三篇至第五篇・法学協会雑誌第八〇巻二号・四〇頁)。私も、石井博士から頂戴した「民法決議第一」の写真版によつて、両者を比較する便宜を有したが、ほとんど先後を決めないほど類似している。右写真を御患与された石井博士の御厚意には、深く感謝の意を表したい。

(14) 第二三三条までは、「民法決議第二」と同じように、欄外に条数が書かれ、本文中には条数が附されていない。第二三四条からの部分分は本文中に条数があり、とくに、この部分の翻訳調は、前の部分に比較して、著しいように思われる。とすると、「民法決議第一」に該当する部分およびそれと同じ形式の第二一二条から第二三三条までの部分と、その後の第二三四条から第二六六条までの部分とは、異質のものかも知れない。すなわち、後者が第一次草案で、前者は、その部分についての第一次草案は別にあり、それを多少潤色し

た第二次草案であつたのかも知れない。しかし、本文では一応全部を同じ段階の草案(第一次草案)とみて考証した。

(15) 石井博士は、「民法決議」の「決議」の意味を、制度局民法編纂会議で議決されたものと理解されているようである。それがたゞめ、本文で引用した「一記録」の「数月ノ會議ヲ費シ、一モ議定ニ至ル事ナン」という記事は誤りであるとされ(前掲民法決議について・法律時報第二九卷一頁・八七頁)、また、「民法決議」の成稿時期を、制度局が廃止される直前の「明治四年七月頃」と推定されている(『民法草案人事編理由書解題』・明治文化資料叢書)第三卷・三頁)。もしもそうであるならば、民法決議の修正案である「御国民法」(前加篇、第一篇、第二篇)は、明らかに、制度局時代のものではなく、次の段階における編纂会議(左院かまたは明法寮)の所産といわねばならない。しかし、「決議」を議決されたものと解することには、私は疑問を感じる。「民法決議」は表題であるから、単に民法に関する取り極めというがごとき意味であつて、とくに決議されたものと解する必要はなからう。「民法決議第二」の内容は、討議以前の状態のものであり、到底「決議」されたものとは考えられないにも拘らず、「決議」の表題がつけられていることは、私の疑問を裏付けるものではなからうか。

(16) 左院副議長江藤新平が、左院から司法卿に転出した以後の左院における民法編纂事業については、石井良助博士の研究によつて、相当詳しく判明している(『左院の民法草案』(一)(二)完・国家学会雑誌第六〇巻一頁・二六頁以下、同巻六号・五三頁以下、「左院の民法草案」法律時報第三〇巻二頁・一〇〇頁以下等)。いまなお、ほとんどわからないのは、江藤副議長時代のそれである。

(17) 前掲箕作伝・一〇二頁。

(18) 小早川・前掲法制叢考・二一四頁。

(19) 前掲拙著・二七頁。

(20) 「御国民法」では第一篇と第三篇から第六篇までは、篇名が明記されているが、第二篇の篇名だけは、脱落している。しかし、フランス民法第二篇身上証書に該当する内容(第三四条以下第一〇一条に相当する条文まで)は存在する。したがって、本稿では便宜上、第二篇と呼んだ。

(21) 石井良助「明法寮民法草案」法律時報第二九卷八号九六頁以下参照。私はかつて、明治五年五月以降の司法省民法編纂會議(これは左院と合同、同年十月、主として司法省側委員のみの會議に改組)と、明法寮民法編纂會議(皇国民法仮規則を成稿)とは併行的に行われた別の會議と理解していた(拙稿「明治初年の民法草案」・本誌第二一卷七号・一〇頁以下参照)。本文で述べた石井博士の説は、有力な新説と思われるので、本稿では一応それに拠った。

(22) 五年四月以降の明法寮民法編纂會議(すなわち改訂未定本民法そしてそれを修正した皇国民法仮規則を作つた司法省民法編纂會議)あるいはそれを改組した五年十月以降の司法省民法編纂會議(民法仮規則を成稿した)の時代に、制度局または左院で成稿した草案を、参考までに筆写したものが、「御国民法」であつたと考えられないこともないが、前者はすでに出来ていた第一次草案の改訂作業が主たる仕事であり、また、後者は筆作訳フランス民法を台本にして作業が進められたことが明らかであるから、そうした推測の成りたつ公算はすくない。

また、明法寮民法編纂會議に、城井が参加した確証がないから、同會議とは関係なく、彼が個人的興味から過去の民法草案を筆写したとみられるかも知れないが、当時、司法省の下級官員であつた彼

が、民法編纂にそれほどの関心があつたとは考えられない。

(23) フランス民法第一〇一条乃至第二二六条は、筆作訳「仏蘭西法律書 民法」の第一冊と第二冊にふくまれてゐる。

(24) 前掲拙著・六六頁以下参照。

#### 前註

(1) 欄外に書かれてゐる条数は、印刷の便宜上、( )を附して、各条文の右肩に収めた。また、欄外の書入れも、本文の中に収めて註記した。

(2) ゴヂは、本文朱筆を示す。

(3) [ ]は、抹消された部分である。

(4) 現在余り使用されない俗字、古字は、普通の字体に改めた。空を去、算を算、亡を亡、吏を事の類である。

#### 御国民法(表紙の題名——手塚註)

#### 民法

#### 前加篇

(一) 法律ハ太政官ヨリ為シタル布告ニヨリ全国ニ於テ之ヲ行フ可シ

法律ハ其布告ヲ知ルコトヲ得タル時ヨリ國中ノ各所ニ於テ之ヲ行フ可シ

太政官ヨリ為シタル布告ヲ太政官所在ノ府下ニ於テハ布告ノ日ヨリ七日ノ後ニ之ヲ知ルコトヲ看做シ他ノ府県ニ於テハ布告其序ニ達セシヨリ十五日ノ後ニ其管内之ヲ知ルコトヲ看做ス可シ

(二) 法律ハ将来ノ事ヲ定ルノミニシテ之ヲ既往ニ施行ス可カラズ

(三) 取締ノ法律及ヒ國中安寧ノ事ニ管スル法律ハ全國中ニ居住スル者皆之ヲ遵守ス可シ

不動産ハ外國人ノ所有スル物ト雖モ日本ノ法ヲ以テ之ヲ支配ス可シ  
人ノ身上及ヒ權利ニ管シタル法律ハ外國ニ居住スル者ヲ問ハズ各

日本人ヲ支配ス可シ

(四) 一若シ裁判役法律ノ備ハラズ法律ノ審ナラズ法律ノ所欠ヲ以テ口実トナシ裁判ヲ為スコトヲ肯セザル時ハ其本人ヨリ漫ニ裁判ヲ為サ

ルノ罪ヲ裁判係リノ別名<sup>(ま)</sup>へ訴フ可シ  
(五) 刪ル

(六) 一私ニ為シタル契約ヲ以テ公ケノ安寧及ヒ風儀等ニ関スル法律ヲ犯ス可カラズ

第一編 人事

第一章 民權ヲ受ル事

(七) 一民權ヲ行フコトハ公權ヲ行フト相管スルコト無シ但シ公權ハ國ノ憲法ニ因テ之ヲ得且ツ之ヲ有スヘキモノ也

(八) 一各日本人ハ悉ク民權ヲ有ス可シ  
(九) 一國內ニ於テ生レシ外國人ノ子ハ丁年<sup>十六</sup>ニ至リシヨリ一年內ニ日

本人タルコトヲ得ント求ルコトヲ得ヘシ 但其求ル所ヲ得ント欲スルニハ其者ノ日本ニ居住スル時ハ日本ニ其住所ヲ定ム可<sup>(ま)</sup>ヘキ

ノ證書ヲ出シテ其時ヨリ一年內ニ日本ニ住所ヲ定ムル事ヲ必要ナリトス<sup>一年ヲ過テ來メハ  
帰化ノ法アリ</sup>

(十) 一外國ニ於テ生タル日本人ノ子ハ日本人ナリ日本人タルノ身分ヲ失ヒシ日本人ノ外國ニ於テ生ミタル子ト雖モ前条ニ記載シタル式ヲ行フニ於テハ何レノ時ヲ論セズ日本人タルノ身分ヲ復スルコトヲ

得ベシ  
(十一) 一外國人ハ其本國ト日本ト結ヒタル條約ニ因リ其國ニ在テ日本人ノ

受ル所ニ等シキ民權ヲ日本ニ於テ受ク可シ  
(十二) 一日本人ニ嫁シタル外國ノ女ハ其夫ノ身分ニ從フ可シ  
(十三) 一太政官ノ允許ヲ受ケ日本ニ其住所ヲ定ムル事ヲ得タル外國人ハ日

本ニ居住スル時間諸般ノ民權ヲ受ク可シ  
(十四) 一外國人ノ日本ニ居住セザル者ト雖モ日本ニ於テ日本人ト結ヒタル

契約ヲ行ハシム可キ為メ之ヲ日本ノ裁判所ニ呼出スコトヲ得ヘク且ツ其外國人ノ外國ニ於テ日本人ト結ヒタル契約ヲ行ハシムヘキ

為メ又之ヲ日本ノ裁判所ニ呼出スコトヲ得ヘシ  
(十五) 一日本人ノ外國ニ於テ外國人ト結ヒタル契約ナリト雖モ其契約ノ事

ニ付キ其日本人ヲ日本ノ裁判所ニ呼出スコトヲ得可シ  
(十六) 一商業ニ管シタル事ノ外何ヲ論セス日本ノ裁判所ニ訴ヲ為ス外國人

ハ其訴訟ノ費用及ヒ償額ヲ納ムヘキ<sup>(ま)</sup>保証ヲ立ツ可シ但シ其外國人ノ若シ日本ニ於テ其納<sup>(朱筆で抹消)</sup>メ方ヲ<sup>手続註</sup>保証スルニ足ル可キ不動産ヲ所

記有ト為ス時ハ別段保証ニ及ハス

## 第二章 民権ヲ奪フ事

第一款 日本人タルノ身分ヲ失フニ因リ民権ヲ奪フ事

(十七条)  
一日本人タルノ身分ハ左ニ記列スル諸件ニ因テ之ヲ失フ

第一 外国ノ戸籍ニ入ル

第二 官許ナク外国政府ヨリ官職ヲ受(まま)

第三 帰国スルノ意ナク外国ニ居住ヲ定ム

但商業ノ為メ外国ニ居住スル者ハ帰国スル意ナクシテ外

國ニ居住セシ者ト看做ス可カラズ

(十八条)  
一日本人タルノ身分ヲ失ヒシ者特ニ官許ヲ得テ帰朝シ日本ニ居住ス

ルノ意ト日本ノ法ニ背キタル官位封爵ヲ放棄スルノ意トヲ陳述ス

ルニ於テハ何レノ時ト雖モ日本人タルノ身分ヲ復スルコトヲ得ベ

シ(条数を欠ク―手塚註)

一外国人ニ嫁シタル日本人ノ女ハ其夫ノ身分ニ従フ可シ其女ノ寡婦

トナリタル時既ニ日本ニ居住シ或ハ日本ニ居住ヲ定ムヘキコトヲ

陳述シテ官許ヲ受ケ日本ニ帰リシ時ハ日本人タルノ身分ヲ復ス可

シ(二十条)

一第十条第十八条第十九条ニ記載シタル場合ニ於テ日本人タルノ身

分ヲ復ス可キ者ハ其数条ニ於テ必要ト定タル規則ヲ行フニ非レハ

日本人タル身分ノ權利ヲ得コト能ハス但其規則ヲ行ヒシ後ニ受タ

ル所ノ權ハ之ヲ行フコトヲ得可シ

(二十一)  
一官許ナク外国ノ兵籍ニ入シ者ハ我國人タルノ身分ヲ失フ可シ若

其者帰朝復籍ヲ願フ時ハ外国人帰化ノ例ニ従フ可シ叛状叛跡アル

者ハ刑法ノ条例ニ因ル

第二款 第二十二條ヨリ  
第三十三條ニ至 刪

(以下、身上證書の部分——第三十四条から第五十三条まで——は第

二篇第一章に該当すると思われるが、そうした明記はない——手塚註)

身上證書

(三十四)  
一各部曲官庁ニハ兼テ出産帳縁談公示帳縁組帳離縁帳死去帳改名帳

各二冊ツ、ヲ備ヘラキ身上申立ヲ兩帳トモニ記ス可シ(四十二條  
四十三條  
四十四條  
四十五條)

六十七條  
六十八條  
六十九條 参考

一右帳二冊トモ戸籍掛官員ノ自筆ニテ首尾ニ番号ヲ記シ且毎葉証印

ヲナスベシ

(三十六)

一部曲官庁ニテ身上ノ申立ヲ記ス時ハ其年月日時及本人証人ノ氏名

年齢職業住所等ヲ記載スベシ

但本人等申立ノ外解説ニ類スルコトハ総テ記載スベカラズ

(三十七)

一申立ヲ帳中ニ記ストキハ空行ナク記載シ略語略字ヲ用フ可カラズ

誤脱補正アルモ本紙ト異ナラザレハ妨ナシ之ヲ本人証人ニ示シ承

諾ノ上調印セシム可シ(第三十九條  
第五十條  
第五十一條  
第五十二條  
第五十三條  
第五十四條  
第五十五條  
第五十六條  
第五十七條  
第五十八條  
第五十九條  
第六十條  
第六十一條  
第六十二條  
第六十三條  
第六十四條  
第六十五條  
第六十六條  
第六十七條  
第六十八條  
第六十九條  
第七十條  
第七十一條  
第七十二條  
第七十三條  
第七十四條  
第七十五條  
第七十六條  
第七十七條  
第七十八條  
第七十九條  
第八十條  
第八十一條  
第八十二條  
第八十三條  
第八十四條  
第八十五條  
第八十六條  
第八十七條  
第八十八條  
第八十九條  
第九十條  
第九十一條  
第九十二條  
第九十三條  
第九十四條  
第九十五條  
第九十六條  
第九十七條  
第九十八條  
第九十九條  
第一百條  
第一百零一條  
第一百零二條  
第一百零三條  
第一百零四條  
第一百零五條  
第一百零六條  
第一百零七條  
第一百零八條  
第一百零九條  
第一百一十條  
第一百一十一條  
第一百一十二條  
第一百一十三條  
第一百一十四條  
第一百一十五條  
第一百一十六條  
第一百一十七條  
第一百一十八條  
第一百一十九條  
第一百二十條  
第一百二十一條  
第一百二十二條  
第一百二十三條  
第一百二十四條  
第一百二十五條  
第一百二十六條  
第一百二十七條  
第一百二十八條  
第一百二十九條  
第一百三十條  
第一百三十一條  
第一百三十二條  
第一百三十三條  
第一百三十四條  
第一百三十五條  
第一百三十六條  
第一百三十七條  
第一百三十八條  
第一百三十九條  
第一百四十條  
第一百四十一條  
第一百四十二條  
第一百四十三條  
第一百四十四條  
第一百四十五條  
第一百四十六條  
第一百四十七條  
第一百四十八條  
第一百四十九條  
第一百五十條  
第一百五十一條  
第一百五十二條  
第一百五十三條  
第一百五十四條  
第一百五十五條  
第一百五十六條  
第一百五十七條  
第一百五十八條  
第一百五十九條  
第一百六十條  
第一百六十一條  
第一百六十二條  
第一百六十三條  
第一百六十四條  
第一百六十五條  
第一百六十六條  
第一百六十七條  
第一百六十八條  
第一百六十九條  
第一百七十條  
第一百七十一條  
第一百七十二條  
第一百七十三條  
第一百七十四條  
第一百七十五條  
第一百七十六條  
第一百七十七條  
第一百七十八條  
第一百七十九條  
第一百八十條  
第一百八十一條  
第一百八十二條  
第一百八十三條  
第一百八十四條  
第一百八十五條  
第一百八十六條  
第一百八十七條  
第一百八十八條  
第一百八十九條  
第一百九十條  
第一百九十一條  
第一百九十二條  
第一百九十三條  
第一百九十四條  
第一百九十五條  
第一百九十六條  
第一百九十七條  
第一百九十八條  
第一百九十九條  
第二百條

代ヲ出スコトヲ得ベシ三十八条 四十四条九百九十条参考

一身上証書ノ証人ハ親族他人ニ限ラス本人ノ摺ニ任セ七廿一歳以上ノ

男子タル可シ三十九条 四十六条 五十六条 七十一條

一身上証書ノ記載出来ノ上ハ本人又ハ名代人及ヒ証人等ニ読聞セ且

ツ読聞セ済シコトヲ書入ル可シ三十六条 三十九条

一証書ニハ部曲ノ官吏及ヒ本人証人等氏名ヲ自筆シ調印ス可シ若シ

本人証人等自筆能ハザレハ官吏代筆シテ其由ヲ記ス可シ三十八条五

参考

一歳終ゴトニ官吏兩帳ヲ整頓シ一ヶ月内ニ一冊ヲ其区長ノ書庫ニ藏

メ一冊ヲ四等裁判所ニ藏ムベシ

一名代ヲ托スル証書並其他書類ノ身上証書ニ添フ可キモノアレハ差

出セシ人ト部曲官吏ニテ証印シ本帳ニ添ヘ裁判所ニ藏ムベシ第七

十條参考

一何人ニ限ラズ身上証書帳ヲ藏ムル役所ニ至リ拔書ヲ乞フコトヲ許

ス此拔書本帳ニ違ハス且ツ下等裁判所ノ官吏証印ヲナンタル者ハ

贋造ノ告知アル迄ハ之ヲ疑フコトヲ得ス九十九条 千三百十九條

一本人事アリテ身上ノ証ヲナサントスルニ其者未タ帳中加名セサル

歟又ハ其帳焼失セシトキハ証人又ハ書面ヲ以テ本人ヨリ其旨ヲ証

スルコトヲ得ヘシ五十三條 三百廿三條 三百廿四條

但此場合ニ於テハ死亡セシ父母ノ所持セル控書又ハ証人ヲ以テ

昏因出產死去等ヲ証スルコトヲ得ベシ

一外国人ノ身上証書ハ我弁理公使又ハ岡土等ニテ我國ノ法

書ハ之ヲ真正ノ者ト為ス可シ四十八條 五十九條 百參考

一外国ニアル国人ノ身上証書ハ我弁理公使又ハ岡土等ニテ我國ノ法

則ニ循ヒテ記載スル者ハ真正ノ者タル可シ四十七條 参考

一身上ノ証ヲ其以前ニ記シタル証書ニ改メテ登記ス可キコトヲ届ケ

出ルトキハ現今ノ所用帳又ハ書庫中ニ藏メタル帳中ニ付記シ且ツ

其旨ヲ三日内ニ下等裁判所ヘ報知シテ同所ニ藏メタル帳ニモ附記

セシム可シ

但目代ニテ兩所ノ附記同一ノ方法ナルヲ監シテ検印ス可シ六十

九十九條 百一參考

一部曲官吏若シ前數條ノ規則ニ背クコトアレハ三等裁判所ニ於テ其

始末ヲ糺シ罰金ヲ出サシム可シ五十三條 参考

但此ノ罰金ノ員數ハ一兩ニ止ル可シ

一身上証書帳ヲ預ル官吏ハ其帳ヲ改竄毀損スルコトアレハ訴訟法ニ

從ヒ其処治ヲ為ス可シ

但シ外ニ改竄毀損スル者アリテ其者ヨリ償ヲ求ム可キ理アラハ

其官吏訴出シテ之ヲ償ハシムルヲ得可シ千三百八十二條 参考

一官吏身上証書ヲ改竄毀損シ及ヒ贋造シ或ハ零紙及ヒ記載スヘオラ

五十一條

サル簿冊ニ記セシ等ノ事アルトキハ其本人ヨリ訴出シ償ヲ求ムルヲ得ヘシ

但シ此規則ハ刑法ノ条例ト相触ルコトナカル可シ

(五十二條) 一身七証書帳ヲ三等裁判所ニ藏ムル時ハ目代之ヲ点検シ且ツ其旨ヲ略書ス可シ若シ部曲官吏規則ニ背キタルコトアルカ又ハ犯罪等ノ

コトアレハ裁判所ヘ陳述シテ其官吏ヘ罰金ヲ言渡スコトヲ求ム可シ

(五十三條(まき)) 何事ニ限ララス三等裁判所ニ於テ身上ノ証書ノ事ヲ裁判シタルニ

不服ノコトアレハ本人等其裁判ヲ更ニ上等ノ裁判所ニ訴出スルヲ

得ヘシ百條 千三百五十一條 參考

## 第二章 出産ノ書

(五十四條) 一出産アラハ十日内ニ証人ニ名同道ニテ其地ノ部曲官吏ニ届ケ出可

シ十二條 五十六條 五十九條 九十二條 九十九條 參考

(五十五條) 一出産ノ節ハ父自ラ届ケ出ツ可シ父疾病又ハ不在ノ時ハ医師産婆又

ハ其場ニ居合セシ者ヨリ届ケ出ツ可シ若シ他所ニテ出産スルトキ

ハ其場所ノ者ヨリ届ケ出ス可シ

但シ華族ヘ家令家扶ヨリ届ケ出ヘシ

(以下条数の明記なし——手塚註)

右出産ノ届出ハ証人二人ノ面前ニ於テ民生証帳ニ官吏之ヲ記ス可

シ

但シ証書ノ例ハ三十六條三十七條五十九條ヲ見合ス可シ

一 右帳中ニハ出産ノ年月日時及ヒ其所生児ノ男女及ヒ名並ニ父母

証人ノ身分氏名職業住居所ヲ記ス可シ三十四條 三十五條 三十七條 參考

一 棄児ヲ見出セシ者ハ其児並ニ附副衣服品物等ヲ部曲官吏ニ渡シ其時刻場所模様等詳ニ届ケ出ツ可シ

右件々吟味ノ上官吏調書ヲ認メ其末ニ其児ノ見積年齢男女並ニ命

スヘキ氏名及ヒ其児ヲ引渡シタル部曲官署ヲ附記シ且ツ此口上書

ヲ帳中ニ記ス可シ

一 渡海中出産スルトキハ二十四時間ニ船長自ラ証書ヲ認メ且之ヲ船

中日記ニ記ス可シ其節父船中ニ非レハ証人ニ名ヲ撰ミ其面前ニ於

テ之ヲ記ス可シ

右船着港ノ節ハ船長自ラ地方部曲官庁ニ至リ右証書ヲ差出シ其官

庁ヨリ親住所ノ部曲官庁ヘ送達ス可シ

但シ船長不在ノ節ハ水夫等ヨリ陳述シ官吏コレヲ書ス可シ三十四條 三十七條 參考

八十六條 八十七條 參考

一 外国ニ生レン時ハ日本官吏ノ在所ニ至リテ之ニ届出ツ可シ即チ

其在外国ノ官吏ヨリ之ヲ外務省ニ送達シ外務省ヨリ之ヲ其父ノ本

管ヘ達ス

一 私生ノ子ヲ其父吾子ナリト認スルノ証書ハ之ヲ其日ニ民生ノ証書

ノ簿冊ニ記ルシ又其子ノ出産ノ証書アル時ハ其証書ノ端ニ其旨ヲ

記ス可シ

第三章 婚姻ノ書

一 婚姻ヲ結ハントスレハ部曲官吏ヘ其縁談ノ由並ニ本人及ヒ父母氏名職業住所及ヒ本人ノ年齢ヲ記シ官庁ノ門前ニ十日ノ間揭示スヘシ  
六十四 六十五 九十四 九十五 九十九 百六十六 百六十七 百六十八 百六十九 百七十 百九十二 百九十三 参考

右揭示ノ文面ハ別ニ揭示控帳ヲ設ケテ之ヲ記載スヘシ  
 但此帳ハ第四十一条ノ法ノ如ク取扱フ可シ

一 婚姻ハ十日ノ揭示終リシ後三日ヲ過キサレハ行ハシム可ラス若シ満一年内ニ行ハサル時ハ更ニ前条ノ如ク揭示セサレハ行フコトヲ得ス六十三 参考

一 婚姻故障申出ント欲スル者ハ其趣ヲ書面ニ認メ調印シテ部曲官庁並ニ縁談ノ双方ニ送ル可シ六十七 百七十二 百九十二 参考  
 但名代ナレハ托セラレタル公証アル書面ヲ添フ可シ

一 婚姻故障ノ書面ヲ差出ス者アラハ部曲官吏之ニ検印シテ速ニ其主意ヲ披露シ揭示控帳ニ記ス可シ若シ裁判所ヨリ故障差止ノ書ヲ渡ス歟又ハ自ラ故障取消ノ書面ヲ裁判所ニ差出ス時ハ部曲官庁ニ於テ其控ヲ受取故障申立書ニ附記ス可シ(裁判云々姑ク戸長ニ任スルノ一説アリ)(欄外墨書ノ註記である——手塚註)

一 部曲官庁ニ於テ裁判所ヨリ渡シタル故障差止ノ書又ハ自ラ差出シタル故障取消ノ書ノ副本ヲ受ケ取ラサル前ニ婚姻ヲ行ハシム可カ

ラス部曲官吏若シ此規則ニ背クトキハ五十兩以上ノ罰金並ニ裁判費ノ償金ヲ出スコトヲ言渡サル、可シ七十六 参考

一 縁談故障ナケレハ其由ヲ縁談証書ニ記ス可シ若シ双方ノ部曲官庁ニテ縁談揭示ヲナシタルトキハ各所ノ官庁ヨリ故障ナキ証トシテ渡シタル書付ヲ縁談双方ヨリ住所ノ部曲官庁ニ差出ス可シ

一 縁談双方ヨリ掛リ官吏ヘ出産証書ヲ差出ス可シ若シ出産証書ナケレハ出産ノ地又ハ住所ノ四等裁判所ヨリ渡シタル公証アル書面ヲ差出シ出産証書ニ換フルコトヲ得可シ七十一 七十二 参考

一 右公証アル書面ハ親族他人男女ニ拘ラス証人七名(三四人ニテハ如何)(欄外墨書ノ註記である——手塚註)ノ申述ヘト本人ノ氏名職業住所ヲ記ス可シ其余本人出産地年月日時並出産証書ナキ由縁及ヒ父母氏名職業住所等モ知ルコトヲ得ハ之ヲ記ス可シ 右七人ノ証人並四等裁判所ノ役人ハ其公証アル書面ニ氏名ヲ自記シ調印スヘシ若シ自記スルコト能ハサル者アラハ部曲官吏其由ヲ記ス可シ  
七十二 百五十 参考

一 右公証アル証書ハ婚姻ヲ行ハントスル地ノ三等裁判所ノ目代ヘ差出ス可シ右裁判所ニテ其官吏ノ陳述スル所ヲ聴取リ後ニ証人等ノ申立及ヒ本人出産ノ証書ナキ由縁ヲ糺シテ至当ナリトセハ其証書ヲ承諾ス可シ

一 父母又ハ祖父父母若クハ親屬ノ婚姻許諾ノ公証アル書面ニハ本人並

ニ証人等其他証書関係ノ者ノ氏名職業住所及ヒ其等親ノ次序ヲ記  
ス可シ百四十八ヨリ以下百五十一条ニ至ル迄  
百六十条 百八十二条 参考

一 婚姻ハ双方ノ内一人ノ住居トスル部曲ニ於テ行フ可シ百六十

五 百九十二 参考

但六ヶ月以上定住ノ部曲ニ非サレハ住居トスルヲ得ス

一 縁談揭示ノ後婚姻ノ日ニ至リ本人並四名ノ証人ヲ部曲ノ官庁ニ呼  
寄セ官吏其面前ニ於テ双方ノ分限並婚姻ニ関カル証書類及ヒ婚姻  
篇第六章ヲ本人ニ誦聞スヘシ 本人並ニ父母親族等婚姻承諾ノ者  
出席セハ官吏其者等ニ婚姻契約書ノ有無ヲ問ヒ有リト答フルトキ  
ハ其日附及ヒ之ヲ取扱ヒタル公証人ノ氏名住所等ヲ問フ可シ 次  
ニ官吏双方本人ニ情願ノ趣相違ナキ由ノ答ヲ承リ本式ノ婚姻整ヒ  
タルコトヲ申渡シ直ニ婚姻証書ヲ記スヘシ百九十一 二百十二 参考

一 婚姻証書ニハ左ノ諸件ヲ記ス可シ

第一 夫婦ノ氏名職業年齢出産ノ地住所

第二 父母ノ氏名職業住所

第三 父母祖父母ノ承諾若クハ親族ノ承諾

第四 父母ニ婚姻ノ許シヲ乞ヒシ書アル時ハ其書

第五 各部曲ニテ揭示ノ文

第六 婚姻故障アル時其事並其故障ノ止ミタル事又ハ故障ナキ事

第七 本人情願ノ陳述及ヒ官吏ヨリ婚姻ヲ申渡セシ事

御 國 民 法

第八 証人ノ氏名年齢職業住所及ヒ本人ノ親族ナレハ其倫序

第九 婚姻契約書有無ノ陳述ノ事及ヒ其書ノ日附並取扱シ公証人

ノ氏名住所

此等ノ諸件ヲ記サ、ル部曲ノ官吏ハ罪アリ第五十条ニ記シタル罰

金ヲ言渡サル可シ

前文ニ記スル所ノ陳述完全セサル歟又ハ誤リアルニ付婚姻証書ヲ  
改メント欲スルトキハ【目代ヘ申出テ吟味ノ上差障リナケレハ】  
〔朱書のカッコ、手塚註〕目代処置ヲナスコト第九十九条ノ如ク  
ナル可シ百四十八 百六十 百七十二 百九十二  
百三十九 百九十一 百九十四 参考

#### 第四章 死去ノ書

一 凡死人ハ部曲官吏ノ免許状ナケレハ埋葬スルコトヲ得ス死去ノ届  
ケアラハ官吏其家ニ至リテ之ヲ検スヘシ免許状ハ死去後廿四時ヲ  
経サレハ与フ可ラス但巡警規則ノ定メアラハ格外タル可シ

一 死去申証書ハ証人二名ノ申立ニ從ヒ部曲官吏之ヲ書ス可シ右証人

ハ親屬又ハ近隣ノ者タル可シ若シ他所ニテ死シタルトキハ其内老  
人ハ死セシ所ノ者タル可シ

一 死去証書ニハ死者ノ氏名年齢職業住所及ヒ存没共配偶ノ氏名並証  
人ノ氏名年齢職業住所及ヒ死者ノ親屬ナレハ其倫序ヲ記スヘシ死  
者ノ父母ノ氏名職業住所及ヒ死者出生ノ地ヲ知ルコトヲ得ハ亦之  
ヲ記ス可シ



一 諸官舎義宅獄舎徒刑場等ニテ死者アルトキハ其管轄人ヨリ十二時間ニ其所ノ部曲官吏ニ報告ス可シ官吏ハ其所ニ至リテ之ヲ檢シ管轄人ノ陳述ト檢査ノ件々ヲ併セ前條ノ如ク証書ヲ作ルヘシ諸官舎義宅等ニ於テモ簿冊ヲ設ケ右陳述及ヒ檢査ノ件々ヲ記載スヘシ死シタル所ノ官吏ヨリ死者住所ノ官吏ニ死去証書ヲ送ルヘシ住所ノ官吏ハ之ヲ受取ツテ其証書帳ニ記ス可シ

一 変死ノ徵アル時又ハ変死ト疑フ可キトキハ警吏医師ト共ニ死骸ノ形状及ヒ其場ノ模様ヲ糺シ並ニ死者ノ氏名年齢職業出産ノ地住所等ヲ務メテ檢査シ取調書ヲ作リタル後ニ非レハ埋葬ヲナスヲ得ス

一 右警吏其取調書ニ記シタル件々ヲ直ニ部曲官吏ニ報告シ部曲官吏其報告ニ從ツテ死去証書ヲ作ル可シ

部曲官吏右死者ノ住居ヲ知ル時ハ其住所ノ部曲官吏ニ死去証書ノ写ヲ送り住所ノ官吏之ヲ証書帳中ニ登記ス可シ

一 道路行倒レ等住所知レサル死者アル時ハ警吏医師ト共ニ死骸ノ体相衣服持物見積年齢其他ノ模様ヲ可レ成丈ケ詳カニ檢査シ部曲官吏ニ報告シ部曲官吏其報告ニ從ヒ証書ヲ作り其写ヲ十日以上公示ス可シ死骸ハ三日ヲ経テ尚引取人ナケレハ埋葬スヘシ

一 死刑ニ処セシ者アルトキハ掛リ裁判所ヨリ二時間ニ第七十九条ニ載スル件々ノ調書ヲ死刑行ハレシ地ノ部曲官吏ニ送り部曲官吏右調書ニ從ヒ死去証書ヲ記ス可シ

但シ証書ノ写ヲ罪人住所ノ部曲官吏ニ送ルハ第八十条ノ例ニ同シ

一 死去証書帳ニハ変死刑死牢死等ノ次第ヲ記スニ及ハス只第七十九条之定ニ從テ記載ス可シ

一 渡海中死去スル者アルトキハ其船ノ士官ノ内ニテ証人二員ヲ選ミ若シ士官ノアラサル時ハ乗組人ノ中ニテ之ヲ選ミ立合ノ上十二時間ニ死去ノ証ヲ乗組人氏名帳ノ末ヘ記ス可シ

但軍艦ナレハ海軍士官之ヲ認メ其他ノ舟ナレハ其船長コレヲ認ム可シ船長不在ノ節五十八條ノ例ニ從フ可シ

一 右船着港ノ節証書ノ写ニ通ヲ認メ軍艦ナレハ海軍局又ハ其出張所ヘ差出ス可シ本局出張所コレ無キ場所ハ地方官ヘ差出其末本局(主吏)へ送達シ本局ニテ一通留置又一通ニ調印シ死者住所ノ部曲官吏へ送達シ以テ死去証書帳登記ノ用ニ充ツ其他ノ船ナレハ着港ノ節其地方官ヘ差出シ本官ニテ一通ハ留置又一通ニハ調印シ死者住所ノ部曲官吏ニ送達シ其手續ハ前同様タルヘシ

但シ外国港ニ着セシトキ我公使又ハ領事官在留ノ地ナレハ之ニ証書ヲ差出シ其末便宜ヲ以テ外務省ニ送り夫ヨリ前例ノ如ク部曲官吏ニ達ス可シ公使又ハ領事官不在ノ地ナレハ便宜ヲ以テ海軍局又ハ地方官ニ差出スコト前例ノ如クス可シ

一人ニ限ラス政府ノ免許ヲ受サルハ其氏ヲ變シ又ハ文字ヲ増減スルコトヲ得ス

氏ヲ改ム可キ趣意アラハ書面ニ認メ部曲官庁へ差出シ夫ヨリ管轄ノ地方官ヲ經テ政府へ願へ出ツ可シ

改氏ヲ願出ツル者ハ其趣意ヲ官版新聞紙ニ載セテ公告シ其後滿一年ヲ經サレハ官許アラサル可シ

右改氏ニ付故障ヲ申立ント欲スル者ハ公告後六ヶ月内ニ住所ノ部曲官庁へ申出夫ヨリ地方官ヲ經テ政府へ差出ス可シ

但シ政府ニテ故障ノ申立ヲ取上ケサル時ハ故障ナキト同視スヘシ

改氏願官許アルトキハ免許狀ヲ政府ヨリ地方官ヲ經テ其住所ノ部曲官庁へ渡シ右官庁ニテ本人へ渡シ且ツ氏名更改帳へ記シ並ニ本人出生証書ノ端ニ抄記ス可シ養子ニ付テノ改氏ハ養子願濟ノ時ニ其由ヲ身上証書ニ記シ別段願ニ及ハス名ヲ改ント欲スル者ハ住所ノ部曲官庁へ願出テ夫ヨリ二等裁判所へ差出シ右裁判所ニテ目代立合吟味ノ上故障ナクハ之ヲ許ス可シ

裁判所ヨリ改名ヲ許ストキハ免許狀ヲ本人住所ノ部曲官庁へ渡シ本人へ申渡シ且ツ氏名更改帳ニ記シ並ニ出生証書ノ端ニ之ヲ抄記ス可シ

## 第六章 身上証書ヲ改ル事

### 御 国 民 法

一 身上証書ヲ改ルコトヲ願フ時ハ其地ノ三等裁判所ニテ目代立合取調ノ上慥カナル根拠アラハ差許ス可シ其簡關係ノ者ヲ呼ヒ出スヘキ趣意アラハ呼出シテ申シ渡ス可シ

但シ裁判所ノ差図ニ服セサル者ハ更ニ上等ノ裁判所へ訴出コトヲ得ヘシ

一 身上証書關係ノ者其書ヲ改ルコトヲ願ハス又ハ之ヲ改ルニ付呼出ヲ受ルコト無キトキハ其者ニ對シテ証書更改ノ言渡ヲ強テ行フコトヲ得ヘカラス

一 身上証書ヲ改ムル言渡書ハ裁判所ヨリ之ヲ部曲官庁ニ送達シ部曲吏直ニ之ヲ帳中ニ登記シ且ツ其旨ヲ更改セシ身上証書ノ末ニ抄記ス可シ

### 第三篇

#### 住所ノ事

(百二卷) 一 各人其主タル居宅ノ在ル所ヲ其住所ト為ス可シ

(百三卷) 但シ主タル居宅ナキ者ハ現在居ル所ヲ住所ト為ス可シ

(百四卷) 一 住所外ノ地ニ現ニ居住シテ之ヲ主タル居宅ト定ムルニハ其意アル

ノ証ヲ以テ移住シタルトナスヘシ

(百五卷) 一 此意アルノ証ハ去ルヘキ部曲官庁及ヒ移ルヘキ部曲官庁ニ其旨ヲ

届出ニ在ル可シ

(百六卷) 一 又右陳述ナキトモ外ニ慥ナル模様アラハ其意アルノ証トナス可シ

(百六条) 一 公務ニヨリ他所ニ住居スル者別段其住所ヲ移スノ届ナケレハ住所

ハ旧ニ依ル可シ

(百七条) 一 終身ノ職任ヲ受ケシ者ハ其奉職ノ地ニ直ニ住所ヲ移シタル者ト為

ス可シ

(百八条) 一 婦人已ニ嫁スレハ其夫ノ住所ヲ以テ己レノ住所ト為スコシ未タ後

見ヲ免レサル幼者ハ其父母又ハ後見人ノ住所ヲ以テ己レノ住所ト

為スコシ丁年ノ者ト雖自カラ産業ヲ治ルノ禁ヲ受ケシ者ハ其後見

人ノ住所ヲ以テ己ノ住所ト為スコシ四百八十九条以下参考

(百九条) 一 平常人ニ使用セラル、者及ヒ傭工ノ類丁年ニテ其本住所ヲ移シ其

家主ト同居スル時ハ家主住所ヲ其住所トスヘシ

(百十条) 一 家督相続ハ住所ニ於テ為スコシ

(百十一条) 一 約定証文上ニ現今ノ住所外ノ居所ニテ引合等可致ト記シタル時ハ

其証文ニ付テノ呼出シ又ハ訴訟ヲ為スコシ其居所ノアル裁判所ニテ

之ヲ為スコシ

第四篇 失踪ノ事行方知レサルヲ云フ

第一章 失踪ノ疑アル事

(百十二条) 一 失踪ノ疑アル者其名代人ヲ立置サル時ハ其關係アル輩ノ願ニヨツ

テ其裁判所ヨリ名代人ヲ命シテ遺留財産ノ支配ヲ為サシム可シ

但シ關係シタル願人無之トキハ直ニ其裁判ヨリ名代人ヲ命ス可

シ

(百十三条) 一 其裁判所ニ於テハ右名代人命シ次第遺物財産ノ所置ニ付テハ公証

人ヘ立会ヲ命スコシ

(百十四条) 一 目代役ハ失踪ノ疑アル者ノ権ヲ監護ス可シ且之レニ關係アル訴訟

ハ裁判役必ス右目代役ノ説ヲ審聴スコシ

第二章 失踪ヲ公告スルコト

(百十五条) 一 失踪ノ疑アル者四年ノ間消息ナキ時ハ其者ニ關係アル者ヨリ三等

裁判所ニ其失踪ノ公告ヲナス可キ事ヲ訴出スルコトヲ得ヘシ

(百十六条) 一 裁判所ニ於テハ其受取リタル証書及ヒ書類ヲ取調ヘタル後失踪ヲ

証スコキヲ本人住所ノ三等裁判所ニ於テ目代立会ノ上其吟味ヲ

ナス可キ事ヲ言渡スコシ若シ又其住所外ニ居宅アル時ハ其場所ノ

三等裁判所ニ於テモ亦目代立会ノ上其吟味ヲナス可キコトヲ言渡

スコシ(まま) 一 裁判所ニテ失踪ノ公告ヲナス可キコトヲ言渡スニハ其失踪ノ縁由

及ヒ其消息差支ノ有無ニモ亦注意スコシ

(百十八条) 一 目代ハ吟味ノ言渡書及ヒ公告ノ言渡書ヲ受取リタル毎ニ直ニ之ヲ

裁判執政ヘ送呈シ其執政之ヲ公布スコシ

(百十九条) 一 失踪公告ノ言渡書ハ失踪吟味ノ言渡シ書ヲ渡シタル時ヨリ一年ノ

後ニ非サレハ之ヲ渡スヘカラス

第三章 失踪ヨリ生スル事件

第一款 失踪者ノ財産所置ノニト

(百二十條)

一 失踪者其財産ヲ支配セシムヘキ名代人ヲ立テ置カサル時ハ其踪跡ヲ失ヒントキ又ハ其最終ノ消息アリシトキノ其最親ノ者失踪公告ノ言渡アルニヨツテ其財産ヲ仮リニ己レノ所有トナスヘキコトヲ願ヒ其許ヲ受クルコトヲ得ヘ

但シ相続人ハ其財産ヲ正実ニ支配ス可キ保証ヲ立ツ可シ

(百二十一)

一 若シ失踪者其名代人ヲ立テ置キタルナレハ其踪跡ヲ失ヒントキ又ハ最終ノ消息アリシトキヨリ十年ノ後ニアラサレハ其最親ノ者ヨリ失踪ノ公告ヲ願ヒ及ヒ其財産ヲ仮ニ己レノ所有ト為スコトヲ訴出スヘカラス

(百二十二)

一 若シ十年ニ至ラスシテ名代人期限終リシトキハ其財産ヲ支配セシム可キ為メ新ニ名代人ヲ命スルコト此篇ノ第一章ニ記載シタル如クス可シ

(百二十三)

一 最親ノ者失踪者ノ財産ヲ仮リニ己ノ所有ト為スコトヲ得タル時失踪者ノ遺囑書有ルニ於テハ失踪者関係ノモノ又ハ其地裁判所ノ目代ノ求ニヨリ遺囑書ヲ開封シ失踪者ノ遺囑ニヨリテ其生前契約セシ贈遺又ハ死後ノ贈遺ヲ受可キ権アル者ハ仮リニ其権ヲ行コトヲ得ヘシ但仮リニ権ヲ行フコトニ付テハ保証ヲ立ヘシ

(百二十四)

一 財産ヲ共ニセシ失踪者ノ配偶者失踪公告ノ言渡シアリシ後猶其財産ヲ分ツコトヲ欲セサル時ハ失踪者ノ財産ヲ最親ノ者ノ仮ニ所有トナスコト及ヒ其遺属ニヨリテ財産ヲ得ヘキ権アル者ノ仮ニ其権

ヲ行フ事ヲ拒ミ自ラ其財産ヲ支配スルノ特權ヲ得ヘシ

又其配偶者其財産ヲ仮ニ分ツコトヲ訴出時ハ己ノ財産ヲ取戻スノ權法律上ニ於テ得タル所ノ權契約シテ得タル所ノ權此三權ハ夫婦ノ契ニ詳也等ヲ行フコトヲ得可シ失踪者婦リ来リ又ハ消息ヲ得シ時選与ス可キ財産ニ於テハ保証ヲ立ツ可シ

婦ハ其失踪セシ夫ト長ク財産ヲ分タサルコトヲ訴出セシ後ト雖モ

復タ之ヲ分ツコトヲ求ムルノ權アル可シ

(百二十五) (除ま)

一 失踪者ノ財産ヲ仮ニ所有ト為スコトヲ得タル者ハ唯其財産ノ附托付托ノ篇ヲ受ケ之レヲ支配スルノ權ヲ有スルノミ失踪者ノ婦リ来リ又ハ其消息ヲ得ル時ハ其支配中ノ算計ヲ為スコシ

(百二十六) (除ま)

一 失踪者ノ財産ヲ仮ニ所有ト為スコトヲ得タル者或ハ失踪者ト財産ヲ永ク分タサルコトヲ訴出セシ配偶者ハ三等裁判所ノ目代ノ面前

又ハ目代ノ撰ミタル四等ノ裁判所ノ裁判役ノ面前ニ於テ其失踪者

ノ動産金銀衣服家什等ノ搬運不可キ物ヲ云及ヒ証書類ノ目錄ヲ記サシム可シ

其動産ノ全部又ハ一部ヲ売払(フ可キノ道理アル時ハ裁判所ニ於テ其売払)

ル時ハ其代金ヲ失踪者ノ利益トナル可キ方ニ用フ可シ又失踪者ノ

為メニ得タル財物モ亦同一ニ取扱フ可シ仮ニ失踪者ノ財産ヲ所有

ト為ス事ヲ得タル者ハ自己ノ安堵ノ為ニ裁判所ヨリ任シタル定価

人ニ其不動産ヲ檢視セシメ其模様ヲ証シタル書面ヲ記サシムルコ

トヲ得ヘン此定価人ノ記シタル書面ハ目代ノ面前ニ於テ之ヲ確的ノモノト定ム可シ其定価ノ費用ハ失踪者ノ財産中ヨリ取用ヲ可シ

(百二十七)

一失踪者ノ財産ヲ仮リニ所有ト為スコトヲ得タル者又ハ法律上ニ於テ支配スルコトヲ得タル者ハ滿十五年内ニ失踪者帰リ来ル時其支配中入額ノ十五分ノ一ヲ還与シ十五年後ニ帰リ来ル時ハ十分ノ一

(百二十八)

ヲ還与ス可シ三十年間帰リ来ラサレハ其全數ヲ其所得ト為ス可シ  
一失踪者ノ財産ヲ假ニ所有ト為ス者ハ其不動産ヲ他人ニ給与シ或ハ

(百二十九)

売払セ又ハ之ヲ書入質物ト為ス可カラズ  
一失踪者ノ財産ヲ最親相統人ノ假ニ所有ト為スコトヲ得タル時又ハ

失踪者ト財産ヲ共ニシタル配偶者ノ其財産ヲ支配シタル時ヨリ滿三十年失踪者帰来ラス又ハ失踪者ノ生レタル時ヨリ滿百年帰来ラ

サレハ裁判所ヨリ其財産支配ノ保証ヲ免除シ其財産ヲ得ヘキ権アル者ヨリ三等裁判所ニ訴出シ其財産ヲ分派シテ真ノ所有ト為スノ

言渡ヲ受ルコトヲ得可シ

(百三十)

一失踪者ノ死シタル証アル時ハ其時ノ最親相統人ニ遺物相統ヲ為サシム可シ但シ其財産ヲ仮リニ所有ト為シタル者ハ第百二十七条ノ法ノ如ク其者ノ所得ト為ス可キ利益ヲ除クノ外其財産ヲ其相統人

ニ渡ス可シ

(百三十一)

一其財産ヲ假ニ所有ト為ス時間ニ失踪者帰来リ又ハ生存ノ確証アル時ハ嘗テ行ヒタル失踪公告ノ言渡ヨリ生シタル諸件ヲ廢ス可シ但

シ此規則ト此篇第一章ノ財産所処置ノ法ト相觸ル、コトナカル可(ま)

(百三十二)

一若シ失踪者帰来リ又ハ其生存ノ確証アル時ハ縱令其財産ヲ真ノ所有トナシタル者アリシ後ト雖モ失踪者己ノ財産ヲ其時ノ儘ニ取リ戻スコトヲ得ヘク且既ニ売払ヒシ財物ノ金額ヲ用ヒテ得タル財物

(百三十三)

モ亦取戻コトヲ得可シ  
一失踪者宗系ノ子孫タル者ハ其財産ヲ真ノ所有トナシタル者アリシ時ヨリ三十年内ニ前条ノ如ク其財産ヲ取戻スコトヲ得可シ

(百三十四)

一失踪者ニ対シ訴ヘヲナスヘキ事アラハ其財産ヲ假ニ所有トナス者又ハ法律上ニテ財産ヲ支配スル者ニ対シテ其訴ヒヲナス可シ

(以下、前文と重複、誤記であらう——手塚註)

財産ヲ假ニ所有トナス者又ハ法律上ニテ財産ヲ支配スル者ニ対シテ其訴ヲナスヘシ

第二款

(百三十五)

一失踪者ニ屬ス可キ権ヨリ起ル事件  
一失踪者ニ屬ス可キ権ヲ得シコトヲ求ル人ハ其失踪者現存中其權ノ失踪者ニ屬ス可キ道理アリシコトヲ証ス可シ若シ其証ナケレハ之

ヲ求ムルコトヲ得ス

(百三十六)

一失踪者ノ得可キ遺物相統ノコトアル時ハ失踪者ト共ニ遺物相統ヲ為ス可キ権アル者或ハ失踪者ニ代リ遺物相統ヲナス可者之ヲ相統

ス可シ

(百三十七) 前二条ノ規則アリト云トモ三十年ノ期限ニ至ラサル中ハ失踪者婦

来リ又ハ名代人等ヨリ遺物相続ノ権及ヒ其他ノ権ヲ取戻スコトヲ

訴出スルヲ得ヘシ

(百三十八) 一失踪者ノ得ヘキ遺物相続ヲ為シタル者ハ失踪者婦来ラサル間又ハ

失踪者ノ権ニ代リ前条ニ記シタル訴ヲ為ス者ナキ間ハ其正実ニ得

タル利益ヲ己レノ所得ト為ヲ得ヘシ

### 第三款 失踪ヨリ生スル配偶ノ事件

(百三十九) 一失踪者ノ配偶私ニ再婚ノ契約ヲ結ヒタル時ハ失踪者婦来テ自ラ

其再婚ノ取消ヲ訴ヘ又ハ其生存セル証書ヲ与ヘタル名代人ヲ以テ

之ヲ訴ルコトヲ得ヘシ

(百四十) 一失踪者ノ遺物相続ヲ為ス可キ血属ナキ時ハ其配偶者遺物ヲ仮ニ所

有ト為スコトヲ訴ルコトヲ得ヘシ

### 第四章 失踪セシ時其幼子ヲ管照スルコト

(百四十一) 一夫婦ノ間ニ幼年ノ子ヲ遺留シテ其父失踪セシ時ハ其母其子ヲ管照

シ其子ノ教育及ヒ其財産ヲ支配スルコトニ付キ父ノ権ヲ行フ可シ

(百四十二) 一父失踪セシ時母既ニ死去シ又ハ父ノ失踪ヲ公告スル前ニ其母死去

セシ時ハ父ノ失踪セシヨリ六月後ニ至リ親族會議シテ其子ノ管照

ヲ其最親ノ尊属ノ親ニ任ス可シ若シ尊属ノ親アラサル時ハ仮ノ後

見人ニ任ス可シ

(百四十三) 一失踪セシ夫又ハ婦ノ前婚ニ於テ挙ケタル幼子ヲ遺留シタル時モ亦

前条ト同一ナリトス

### 第五篇 婚姻ノ事

#### 第一章 婚姻ノ契約ヲナスニ必要ナル諸件

(百四十四) 一男ハ十八歳女ハ十五歳ニ至ラサル以前ニ婚姻ヲ契約ス可カラス

(百四十五) 一右年齢ニ至ラスト雖モ不得己ノ情実アルトキハ官裁ヲ以テ婚姻ノ

契約ヲ許ス可シ

(百四十六) 一夫婦トナル可キ双方ノ者ノ承諾アラサルトキハ婚姻ノ契約ヲナス

可カラス

(百四十七) 一前婚ヲ解カサル以前ニ再婚ノ契約ヲ為ス可カラス

(百四十八) 一廿五歳ニ至ラサル男二十一歳ニ至ラサル女ハ其父母ノ許諾ヲ得ス

シテ婚姻ノ契約ヲナスヘカラス若シ其父ト母ト其議ヲ異ニスルト

キハ父ノ許諾ノミヲ以テ足レリトス

(百四十九) 一父母ノ中既ニ死去スル者アル歟或ハ生存スト雖モ疾病事故アリテ

其意ヲ表スルコト能ハサル者アルトキハ一方許諾ヲ以テ足レリト

ス

(百五十) 一若シ父母既ニ死去シ又ハ其意ヲ表スルコト能ハサルトキハ祖父母

或ハ外戚ノ祖父母之ニ代リ可シ祖父母ト其議ヲ異ニスルトキ

ハ其祖父ノ許諾ヲ以テ足レリトス

(百五十一) 一男女トモ第百四十八条ニ記載セシ所ノ年齢ニ至ルト雖トモ婚姻ノ

契約ヲナス以前ニ証書ヲ以テ父母ノ許シテ請フヘシ若シ父母既に死シ又ハ其意ヲ表スルコト能ハサルトキハ其祖父母ノ許ヲ請フ可シ

〔百五十二〕  
一第百四十八条ニ定メタル年齢ニ至リシ後男ハ三十歳女ハ二十五歳

ニ至ル迄ノ間ニ前条ニ記載スル所ノ証書ヲ出シ猶父父母ノ許ヲ得サルトキハ其後更ニ月ヲ逐テ二次証書ヲ出シ第三次ノ証書ヲ出セシヨリ一月ノ後ニ至レハ其許ヲ得スト云ヘトモ婚姻ノ契約ヲナスヲ得ヘシ

〔百五十三〕  
一男三十歳女二十五歳ノ後ハ一次証書ヲ出シ父母ノ許シテ得ストモ

一月ノ後ニ至レハ婚姻ノ契約ヲナスヲ得ヘシ

〔百五十四〕  
一其証書ハ公証人二員又ハ公証人一員ト証人二員トニテ之ヲ作り其尊属高曾祖父母祖父父母ヲ云フノ親ニ持参ス可シ但シ此事ヲ記ス簿冊ニハ尊属

ノ親ノ答詞ヲモ記入ス可シ

〔百五十五〕  
一若シ婚姻ノ許諾ヲ請フ証書ヲ出ス可キ尊属ノ親失踪セシトキハ其

失踪ヲ公告スヘキ言渡書ヲ出シ又其言渡書アラサルトキハ失踪吟味ノ言渡書ヲ出シテ婚姻ヲ行フコトヲ得ヘシ若シ吟味ノ言渡書アラサルトキハ尊属ノ親ノ最終ニ住セル地ノ四等裁判所〔朱筆で抹消〕ノ裁判所

ノ裁判役ヨリ渡シタル公証人ノ証書ヲ出シ婚姻ヲ行フコトヲ成シ得ヘシ此公証人ノ証書ニハ其裁判役ヨリ命シタル証人四員ノ述

ル所ヲ記ス可シ

〔百五十六〕  
一二十五歳未満ノ男二十一歳未満ノ女ノ契約シタル婚姻ニ付キ其父母又ハ祖父母ノ許諾ハ勿論若シ又親族ノ許諾ノ必要ナルトキハ其

許諾ヲ婚姻ノ証書ニ記サスシテ婚姻ヲ行ハシメタル部曲官吏ハ此婚姻ニ管セシ者ノ訴ニ因リ又ハ其婚姻ヲ行フタル地ノ三等裁判所ノ目代ノ申立ニ因リ第百九十二条ニ記載シタル罰金ノ言渡ヲ受ケ

且ツ六ヶ月ヨリ少ナカラサル時間禁錮ノ刑ニ処セラルヘシ

〔百五十七〕  
一父母ノ許諾ヲ請フ証書ノ必用ナル時其書ナクシテ婚姻ヲ行ハシメ

シ部曲官吏ハ同上ノ罰金ノ言渡ヲ受ケ且ツ一ヶ月ヨリ少ナカラサル時間禁錮ノ刑ニ処セラル可シ

〔百五十八〕  
一第百四十八条第百四十九条ニ記シタル規則及ヒ父母ノ許諾ヲ請フ

証書ノコトニ付第百五十一条第百五十二条第百五十三条第百五十

四条第百五十五条ニ記載シタル規則ハ私生ノ子未タ配婚セズテ生ミタル子ヲ云フヲ法ニ循ヒ我子ナリト認メタル者ニモ適当シテ用フ可シ

〔百五十九〕  
一私生ノ子ノ未タ我子ナリト認メラレサル者又ハ既ニ認メラレタ

ル後父母ヲ亡ヒシ者又ハ父母疾病事故アリテ其意ヲ表スルコト能

ハサル者ハ二十二歳以前ハ其者ノ為メ命シタル別段ノ後見人ノ許

諾ヲ得ススシテハ婚姻ヲ為ス可カラス

〔百六十〕  
一父母祖父母共ニ在ラサル時又ハ共ニ其意ヲ表スルコト能ハサル時

二十一歳未満ノ男女ハ其親族會議ノ許諾ヲ得スシテハ婚姻ノ契約

ス可カラス

(百六十)

一宗系高曾祖父母父母及ヒ子ノ親ニ於テハ法ニ適シタルト適セサルトヲ

論セス尊屬卑屬ノ親及ヒ姻屬ノ親ノ間ニ互ニ婚姻ヲ為スコトヲ禁

ス

(百六十一)

一傍系伯叔父母及ヒ兄ノ親ニ於テハ法ニ適セルヲ適セサルトヲ論セス兄

弟姉妹及ヒ同級ノ姻屬ノ親ノ間ニ互ニ婚姻ヲ為スコトヲ禁ス

(百六十二)

一又伯叔父ト姪女ト伯叔母ト姪男ト互ニ婚姻ヲ為スコトヲ禁ス

(百六十四)

一第百六十二条ニ記シタル同級ノ姻屬ノ親不得已ノ情実アル時ハ親  
族會議ノ上官裁ヲ受ク可シ

### 第二章 婚姻ヲ行フニ付テノ法式

(百六十五)

一婚姻ハ夫婦トナル可キ者ノ中一人ノ居住スル部曲ノ官吏ノ面前ニ

於テ公ケニ之ヲ行フ可シ

(百六十三)

一第百六十三条民法ノ註ニ記載シタル二次ノ公告ハ夫婦トナル可キ者ノ

居住スル双方ノ部曲官庁ニ於テ之ヲ為スコシ

(百六十七)

一現今ノ居住居若シ六月ニ滿タサル時ハ其地移住前最終ニ居終セシ地

ノ部曲官庁ニ於テモ亦其公告ヲ為スコシ

(百六十八)

一婚姻ヲナス兩人又ハ一人ノ婚姻ノ事ニ付キ人ノ指令ヲ受ク可キ時

ハ其指令ヲ為ス者ノ居住ノ部曲官庁ニ於テモ亦其公告ヲ為スコシ

(百六十九)

一至重ノ道理アル時ハ官裁ヲ以テ第二次ノ公告ヲ止ムルコトヲ得可

シ

### 第三章 婚姻ノ故障ヲ述フルコト

(百七十二)

一婚姻ノ故障ヲ述フルノ權ハ先約ノ配偶者ニ屬スコシ

(百七十三)

一父在レハ父父亡ススレハ母又父母共ニ亡キ時ハ祖父母ハ其子及ヒ

卑屬ノ親二十五歳以上ナリト雖モ其婚姻ノ故障ヲ述フルコトヲ得

ヘシ

(百七十四)

一尊屬ノ親ナキ時ハ丁年ノ兄弟姉妹伯叔從兄弟從姉妹ハ左ノ二件ノ

外婚姻ノ故障ヲ述フ可カラズ

第一

第百六十条ニ於テ定メタル親族會議ノ許諾ヲ得サル時

第二

婚姻ヲ結フ者ノ狂病ニ付其故障ヲ述ル時

但シ狂病ニ付故障ヲ述フル者ハ婚姻ヲ結フ者ヲシテ治産ノ

禁ヲ受ケシムルノ訴ヲ為シ裁判所ヨリ定ル期限内ニ其言渡

ヲ得ルノ手續ヲ為スニ非レハ裁判所ニ於テ其故障ヲ聽ルス

可カラス又其故障ヲ述フルト雖モ裁判所ニテ之ヲ差止ルノ

權アル可シ

(百七十五)

一前条ニ記載シタル二件ニ於テ監財人又ハ後見人ハ親族ヲシテ會議

セシメ其許諾ヲ得ルニ非レハ婚姻ノ故障ヲ述フルコトヲ得ス

(百七十六)

一婚姻ノ故障ヲ述フル証書ニハ之ヲ述フルノ權ヲ生ス可キ倫序身分

ト婚姻ヲ行フ可キ地ニ居ルコトヲ記ス可ス又尊屬ノ親ナラサル者

ハ必其故障ノ主意ヲ記ス可シ若シ此規則ニ背ク時ハ其故障ノ証書

ヲ廢シ且其証書ニ姓名ヲ手署シタル公証人等ハ誓ク其務ヲ停ム可

シ



(百七十七) 一 三 等 裁 判 所 ハ 婚 姻 ノ 故 障 ヲ 止 ム ル ノ 訴 ヲ 十 日 内 ニ 審 判 ス 可 シ

(百七十八) 一 若 シ 三 等 裁 判 所 ノ 審 判 ニ 服 セ シ テ 更 ニ 上 等 裁 判 所 ニ 訴 出 シ タ ル 時

ハ 其 時 ヨ リ 十 日 内 ニ 審 判 ヲ 為 ス 可 シ

(百七十九) 一 若 シ 婚 姻 ノ 故 障 ヲ 述 ヘ タ ル コ ト ヲ 裁 判 所 ニ 於 テ 聽 サ、 ル 時 尊 屬 ノ

親 ニ 非 ル 者 ハ 損 失 償 ノ 言 渡 ヲ 受 ク 可 シ

(百八十) 第 四 章 婚 姻 取 消 ヲ 求 ル 事

一 双 方 又 ハ 一 方 ノ 情 願 承 諾 ナ ク シ テ 契 約 シ タ ル 婚 姻 ハ 其 情 願 承 諾 ヲ

為 サ、 ル 者 其 婚 姻 取 消 ヲ 訴 ル 事 ヲ 得 可 シ

若 シ 人 ニ 欺 カ レ テ 婚 姻 シ タ ル 時 其 欺 カ レ タ ル 者 婚 姻 取 消 ヲ 訴 フ ル

事 ヲ 得 ヘ シ

(百八十一) 一 前 条 ノ 場 合 ト 雖 モ 夫 婦 全 ク 其 自 由 ヲ 得 又 ハ 其 欺 ヲ 知 リ タ ル 時 ヨ リ

六 月 間 絶 ヘ ス 同 居 ヲ 為 シ タ ル 時 ハ 其 婚 姻 取 消 ノ 訴 ヲ 許 ス 可 カ ラ ス

(百八十二) 一 父 母 及 ヒ 他 他 尊 屬 ノ 親 ノ 許 諾 又 ハ 親 族 会 議 ノ 許 諾 必 要 ナ ル 時 其 許

諾 ヲ 得 ス シ テ 契 約 シ タ ル 婚 姻 ハ 其 許 諾 ヲ 為 ス 可 キ 者 又 ハ 双 方 ノ 中

ニ テ 其 許 諾 ヲ 受 ヘ キ 者 婚 姻 取 消 ヲ 訴 フ ル コ ト ヲ 得 ヘ シ

(百八十三) 一 婚 姻 ノ 許 諾 ヲ 為 ス 可 キ 者 其 婚 姻 ヲ 明 許 或 ハ 黙 許 シ タ ル 時 又 ハ 其 婚

姻 ヲ 為 ス コ ト ヲ 知 レ ト モ 其 取 消 ヲ 訴 ヘ ス シ テ 一 年 ノ 時 間 ヲ 経 過 シ

タル 時 ハ 其 婚 姻 取 消 ノ 訴 ヲ 為 ス 可 カ ラ ス 双 方 又 ハ 一 方 自 カ ラ 婚 姻

ノ 承 諾 ヲ 為 ス コ ト ヲ 得 可 キ 齡 ニ 至 リ シ 時 ヨ リ 一 年 ノ 時 間 其 婚 姻 取

消 ノ 訴 ヲ 為 ス コ ト ナ キ 時 ハ 其 訴 ヲ 為 ス 可 カ ラ ス

(百八十四) 一 第 百 四 十 四 条 第 百 四 十 七 条 第 百 六 十 一 条 第 百 六 十 二 条 第 百 六 十 三

条 ニ 記 載 シ タ ル 規 則 ニ 違 背 シ テ 契 約 シ タ ル 婚 姻 ハ 夫 婦 又 ハ 婚 姻 ノ

事 ニ 関 ス ル 者 或 ハ 目 代 局 ヨ リ 取 消 シ ノ 訴 ヲ 為 ス 事 ヲ 得 可 シ

(百八十五) 一 然 レ ト モ 未 タ 婚 姻 ヲ 行 フ 可 キ 齡 ニ 至 ラ サ ル 双 方 又 ハ 一 方 ノ 契 約 シ

タル 婚 姻 ハ 其 双 方 又 ハ 一 方 其 齡 ニ 至 リ シ ヨ リ 後 六 月 ヲ 経 ル 時 又 ハ

婦 ノ 未 タ 其 齡 ニ 至 ラ ス ト 雖 モ 契 約 セ シ 時 ヨ リ 六 月 ヲ 経 ル 前 ニ 既 ニ

懷 胎 シ タ ル 時 ハ 其 婚 姻 取 消 ヲ 訴 フ 可 カ ラ ス

(百八十六) 一 前 条 ニ 記 載 シ タ ル 場 合 ニ 於 テ 結 ヒ タ ル 婚 姻 ヲ 許 諾 シ タ ル 父 母 又 ハ

他 ノ 尊 屬 ノ 親 及 ヒ 親 族 ハ 其 婚 姻 取 消 ヲ 訴 フ ヘ カ ラ ス

(百八十七) 一 第 百 八 十 四 条 ニ 記 載 ス ル 所 ニ 循 ヒ 婚 姻 ニ 関 ス ル 者 ヨ リ 其 婚 姻 取 消

ノ 訴 ヲ 為 ス コ ト ヲ 得 可 キ 場 合 ト 雖 モ 傍 系 ノ 親 又 ハ 前 婚 ノ 子 ハ 其 婚

姻 取 消 ニ 附 キ 現 ニ 関 係 ア ル 時 ニ 非 レ ハ 夫 婦 ノ 共 ニ 生 存 ス ル 時 間 ハ

其 婚 姻 取 消 ヲ 訴 フ 可 ラ ス

(百八十八) 一 夫 又 ハ 婦 其 配 偶 者 ノ 重 婚 ヲ 結 ヒ タ ル ニ 因 リ 害 ヲ 蒙 リ シ 時 ハ 其 配 偶

者 生 存 中 ニ 於 テ モ 其 再 婚 ノ 取 消 ヲ 訴 フ ル コ ト ヲ 得 可 シ

(百八十九) 一 又 再 婚 シ タ ル 夫 又 ハ 婦 前 婚 ノ 既 ニ 取 消 ト ナ リ タ ル コ ト ヲ 述 ル 時 ハ

裁 判 所 ニ テ 其 実 否 ヲ 糾 判 ス 可 シ

(百九十) 一 目 代 ハ 第 百 八 十 四 条 ニ 記 載 シ タ ル 場 合 ニ 於 テ ハ 夫 婦 共 ニ 生 存 ス ル

間 ト 雖 モ 其 婚 姻 ヲ 取 消 シ 夫 婦 離 別 セ シ ム ル ノ 言 渡 ヲ 得 シ コ ト ヲ 請

フ 可 シ 但 シ 第 百 八 十 五 条 ニ 記 載 ス ル 所 ハ 格 別 ナ リ ト ス

(百九十一)

一公ケニ契約シタルコトナキ婚姻及ヒ係リ官吏ノ面前ニ於テ行ハサル婚姻ハ本人又ハ父母其他尊属ノ親又ハ現ニ婚姻取消ニ関係アル者又ハ目代局ヨリ其婚姻取消ノ訴ヲ為スコトヲ得可シ

(百九十二)

一若シ婚姻ヲ結フニ預メ二次ノ公告ヲ為サル時又ハ官裁ノ免許ヲ得サル時又ハ公告ト婚姻トノ間ニ定期ニ背キタル時ハ目代ヨリ裁判所ニ申立テ其婚姻ヲ許可セシ官吏ニ三百フランク以下ノ罰金ヲ出サシメ且ツ本人又ハ本人ヲ指令スル者ニ其家産相当ノ罰金ヲ出サシム可シ

(百九十三)

一第百六十五條ニ記載シタル規則ニ背キタル事アル時裁判所ニ於テ婚姻取消ノ審判ニ及ハスト雖モ前條ニ記シタル者ハ罰金ヲ出ス可シ

(百九十四)

一何人ヲ論セス民生証書帳ニ記ルシタル婚姻証書ヲ出サ、ルトキハ夫婦ノ名義並婚姻ヨリ生スル民法ノ諸權アリトス可カラス但シ第四十六條ニ記載シタル場合ハ格別ナリトス

(百九十五)

一現ニ夫婦タルノ景状アリト雖モ掛リ官吏ノ面前ニ於テ婚姻ヲ行ヒタルノ証書ヲ出サ、ル者ハ夫婦ト称スルコトヲ得ス

(百九十六)

一現ニ夫婦タルノ景状アリテ掛リ官吏ノ面前ニ於テ婚姻ヲ行ヒタルノ証書ヲ出シタル時ハ其本人ヨリ其証書取消ヲ訴ルコトヲ得ス

(百九十七)

一然トモ第百九十四條第百九十五條ニ記載シタル場合ニ於テ公ケニ夫婦ノ景状アル者其生ミタル子アリテ其夫婦共ニ死去シタル時其

子ハ其死者ノ子タルノ景状アリテ其出産ノ証書ニモ反シタルコト

ナキニ於テハ其婚姻ヲ行ヒタル証書無キヲ口実トナシ其子ノ正出

ニ非ラストヲ為スヘカラス

(百九十八)

一若シ訴訟ニ因リテ正シク婚姻ヲ行ヒシ証ノ頭ハル、時ハ其裁判ノ言渡ヲ身上ノ証書帳ニ記シ夫婦及ヒ其間ニ生レン子ニ婚姻ヲ行ヒ

シ日ヨリ總テ民法ニ関シタル諸件ヲ得セシム可シ

(百九十九)

一夫婦タル可キ双方又ハ一方ノ者官吏ノ奸情ヲ知ラズシテ死去シタル時ハ其婚姻ニ関スル者及ヒ目代ヨリ其官吏ノ罪ヲ訴出スルコトヲ得可シ

(二百)

一官吏死後其姦情頭ル、トキハ其婚姻ニ関スル者ノ訴訟ニ從ヒ其面前ニ於テ目代ヨリ其官吏ノ遺物相続人ニ対シ償ヲ求ムルノ訴ヲ為ス可シ

(二百一)

一本意ヲ以テ婚姻ヲ結ヒタル者ハ婚姻ヲ取消スノ言渡アリト雖モ双方及ヒ其子ハ其婚姻ヨリ生スルノ民法ノ諸件ヲ有ス可シ

(二百二)

一夫婦中ノ一方ノ者ノミ本意ヲ以テ婚姻ヲ結ヒシ時ハ其者及ヒ其生シ子ハ其婚姻ヨリ生スル民法ノ諸件ヲ有ス可シ

(二百三)

第五章 婚姻ヨリ生スル義務  
一夫婦タル者ハ相与ニ其子ヲ養育ス可ヘキ義務アリトス  
(二百四)  
一子ハ婚姻ヲ為シテ別ニ産業ヲ立ツ事及ヒ其他ノ事ニ因リテ別ニ産業ヲ立ツル事ニ付テハ其父母ニ対シテ訴ヲ為スコトヲ得ス

(二百五) 一子ハ父母及ヒ其他宗系尊屬ノ親ノ窮乏ナル時之ヲ養フノ義務アリ

トス

(二百六) 一又婿及ヒ婦ハ其夫ノ父母其妻ノ父母ノ窮乏ノ時之ヲ養フ可シ然ト

モ其夫ノ母其妻ノ母ノ再婚シタル時ハ其義務ナシ又夫或ハ妻ノ其

間タニ生レシ子ト共ニ死去シタル時モ亦其義務ナシトス

(二百七) 一前条ニ記載シタル義務ハ其父母ヨリ其婿婦ニ於ケルモ亦同一ナリ

トス

(二百八) 一養料ノ多少ハ之レヲ求ムル者ノ要スル所ト之ヲ給ス可キ者ノ家産

トノ見積ニ從テ定ムヘシ

(二百九) 一若シ養料ヲ給スル者既ニ之ヲ与フルコト能ハサル時又ハ養料ヲ

受ル者ノ之ヲ受クルヲ要セサルニ至リシ時ハ全ク其養料ヲ給スル

事ヲ止メ或ハ之ヲ減スルノ訴ヲ為スコトヲ得可シ

(二百七) 一養料ヲ給ス可キ人之ヲ分チ給スルコト能ハサルノ証ヲ立ル時ハ裁

判所ニ於テ其原由ヲ吟味シタル後養料ヲ受ク可キ者ヲ其住所ニ引

取りテ之ヲ養フ可キコトヲ言渡ス可シ

(二百十) 一又父母ヨリ養料ヲ分チ給ス可キ子ヲ己ノ住所ニ引取り養フ可キコ

トヲ述フル時ハ裁判所ニ於テ之ヲ許シ其養料ヲ分チ給スルニ及ハ

サル旨ヲ言渡ス可シ、

第六章 夫婦ノ權及ヒ義

(二百十一) 一夫婦ハ互ニ貞実ニシテ相扶持ス可シ

(二百十二) 一夫ハ其婦ヲ保護シ婦ハ其夫ニ聽順ス可シ

(二百十四) 一婦ハ其夫ト同居シ且ツ夫ノ居住ヲ為サント欲スル地ヘ隨行ス可シ

又夫ハ己ノ家産ト身分トニ応シ生計ニ要ナル諸物ヲ其婦ニ給ス

可シ

(二百十五) 一婦ハ公ケノ商業ヲナシ又ハ夫ト財產ヲ共ニセス又ハ始メ共ニシテ

後分チタリト雖モ其夫ノ許諾ヲ得ルニ非サレハ裁判所ニ出テ訴訟

ヲナス可カラズ

婦ハ其夫ノ商品ノ小売ヲ為スノミニテハ公ケノ商賈ト謂フヘカ

ス別ニ自カラ商業ヲ為ス時ノミ之ヲ公ケノ商賈ト謂フ可シ

(二百十六) 一婦ハ他人ヨリ罪犯アリトシテ訴訟セラレシ時ハ其夫ノ許諾ヲ得ス

トモ裁判所ニ出ルコトヲ得可シ

(二百十七) 但シ離婚分産ノコトニ付テハ本条記ス所ニ同シ

一婦ハ夫ト財產ヲ共ニセス又ハ初メ共ニシ後分チタリト雖其夫ト証

書ニ連印シ又ハ夫ノ許諾書ヲ得ルニ非レハ人ニ物ヲ与ヘ又ハ売

ヒ又ハ書入質ト為シ又ハ人ヨリ物〔ラ集で訂正―手塚註〕ヨリ受ケ或ハ買入ルコトヲ得

ズ

(二百十八) 一若シ夫其婦ノ裁判所ニ訴訟ヲ為スコトヲ許サ、ル時ハ裁判役ヨリ

之ヲ許スコトヲ得ヘシ

(二百十九) 一若シ夫其婦ノ証書ニ連印スルコトヲ許諾セサル時ハ其婦管轄ノ三

等裁判所ニ訴ヘ其夫ヲ呼出サシム可シ但シ裁判役ハ會議ノ室ニ於

テ夫ノ述フル所ヲ聴キ又ハ之ヲ呼出シテ出席セサル時モ其事情ニ付テ之ヲ宰判ス可シ

(二百二十)  
一婦公ケノ商賈ヲナス時其商業ニ付テハ其夫ノ許諾ヲ要セス自カラ契約ヲ為スコトヲ得ヘシ

但シ此場合ニ於テ夫婦互ニ財産ヲ共ニシタル時ハ其夫モ亦其契約ノ義務ヲ負フ可シ

(二百二十一)  
一若シ夫裁判所ノ命アレトモ出席セス又ハ逃亡スト雖モ施体加辱ノ刑ノ言渡ヲ受ケシ時ハ其婦ノ丁年幼年ヲ間ハス夫ノ罰ヲ受ル時間ハ裁判所ヨリノ允許ヲ得シテ訴訟及ヒ契約ヲ為スコトヲ得可カラス

但シ裁判役ハ其夫ヲ呼出シ又ハ其述フ所ヲ聴糺スルコトナクシ

(二百二十二)  
テ其允許ヲ与フルコトヲ得ヘシ

(二百二十三)  
一若シ夫治産ノ禁ヲ受ケタル時又ハ不在ナル時ハ裁判役其原由ヲ聴糺シ其婦ニ訴訟又ハ契約ヲ為スコトヲ允許ス可シ

(二百二十四)  
一夫婚姻契約書中ニ於テ其婦ニ総テノ訴訟又ハ契約ヲ為スコトヲ許スト雖モ婦ハ自己ノ財産ヲ支配スルコトノミ其許シニ從フコトヲ得可シ

(二百二十五)  
一若シ夫丁年ニ至ラサル時ハ其婦訴訟及ヒ契約ヲ為スニ必ス裁判役ノ允許ヲ受ク可シ

(二百二十六)  
一裁判役ノ允許ヲ得サルヲ以テ契約ヲ廢棄スルコトハ本人又ハ夫又ハ

其遺物相続人ニ非レハ之ヲ述フルコトヲ得ス

(二百廿六)  
一婦ハ其夫ノ許諾ヲ得シテ遺囑ヲ為スコトヲ得可シ

### 第七章 婚姻ヲ解クコト

(二百廿七)  
一婚姻ヲ解クノ原由ハ左ノ数件ニアリ

第一 夫又ハ婦ノ死去スル事

第二 法律ニ循ヒ離婚ヲ言渡シタル事

第三 夫又ハ婦ノ准死ニ至ル可キ刑ノ言渡ノ確定シタル事

### 第八章 再婚ノ事

(二百廿八)  
一婦ハ前婚ヲ解シヨリ十月ノ後ニ非サレハ再婚契約ヲ為スコトヲ得可カラス

## 第六篇 離婚

### 第一章 離婚ノ原由

(二百廿九)  
一夫ハ其婦ノ姦通ヲ以テ原由ト為シ離婚ヲ訴フルコトヲ得可シ

(二百三十)  
一婦ハ夫ノ其家ニ女ヲ畜(たまひ)ヒ置シ時ハ其夫ノ姦通ヲ以テ原由ト為シ離婚ヲ訴フルコトヲ得ヘシ

(二百三十一)  
一夫婦中一方ノ者過慾苛虐又ハ至重ノ害ヲ受ケタルコトヲ以テ原由ト為シ離婚ヲ訴フルコトヲ得ヘシ

(二百三十二)  
一夫婦中一方ノ者加辱ノ刑ヲ言渡サレシ時ハ其言渡シヲ以テ原由ト為シ離婚ヲ訴フルコトヲ得ヘシ

(二百三十三)  
一夫婦互ニ法律上ニ定メタル規則ニ循ヒ相承諾シ離婚ノ求ヲ固執シテ法律上ニ定メタル証ヲ立テシ時ハ其夫婦タルニ堪ヘスシテ離婚

(二百三十四)  
一夫婦互ニ法律上ニ定メタル規則ニ循ヒ相承諾シ離婚ノ求ヲ固執シテ法律上ニ定メタル証ヲ立テシ時ハ其夫婦タルニ堪ヘスシテ離婚

ヲ為ス可キ原由ノ確証ト為ス可シ

第二章 定リシ原由アル離婚ノ事

第一款 定リシ原由アル離婚ノ規則

二百三十四條 定リシ原由アル離婚ヲ訴フル者ハ何事情何罪科ニ係

ラス総テ夫婦ノ住所ヲ管轄スル三等裁判所ニ訴フヘシ

二百三十五條 離婚ヲ訴フル夫又ハ婦ノ述タル事情ニ因リ目代局ヨ

リ刑法ニ管シタル訴訟ヲ為スコトアル時ハ一等裁判所ノ言渡アル

ニ至ル迄離婚ノ訴訟ヲ中止シ其言渡シアル後ニ再ヒ其訴訟ヲ始ル  
コトヲ得ヘシ

但シ其言渡アルニ因リ離婚ヲ訴ヘシ夫又ハ婦ノ訴訟ヲ為スコトヲ  
拒ムヘカラス

二百三十六條 離婚ヲ訴フル書ニハ其事情ヲ詳細ニ記スヘシ其書ハ

離婚ヲ訴フルニ要用ナル証書アル時ハ其証書ノ副本ト共ニ離婚ヲ

訴フル夫又ハ婦自ヲ裁判所ノ上席人又ハ之ニ代ルヘキ裁判役ニ出  
スヘシ

若シ其夫又ハ婦ノ病ニ罹リ此事ヲ為スコト能ハサル時ハ裁判役其  
者ノ願狀ト内科外科ノ医官二名又ハ下等医師二名ノ証書トヲ受取

リタル後離婚ヲ訴フル者ノ住所ニ至リ其訴ヲ聴クヘシ

二百三十七條 裁判役ハ離婚ヲ訴フル者ノ述ル所ヲ聴糺シタル後離

婚ヲ訴フル書及証書類ニ姓名ノ手署ニ代用スル横線ヲ画シ此等ノ

書類ヲ受取リシ調書ヲ記ス可シ其調書ニハ裁判役及離婚ヲ訴フル  
者其姓名ヲ手署スヘシ但シ離婚ヲ訴フル者其姓名ヲ手署スルコト  
能ハサル時ハ其旨ヲ調書ニ記スヘシ

二百三十八條 裁判役ハ其調書ノ紙尾ニ記シ定メタル日時ニ原告被  
告双方ノ本人己ノ面前ニ出席スヘキコトヲ言渡スヘシ且其言渡書  
ノ写ヲ原告人自ラ被告人ニ送達スヘキコトヲモ言渡スヘシ

二百三十九條 裁判役ハ予定セシ日ニ至リ夫婦共ニ出席スル時<sup>其双方</sup>  
ノ者ニ對シ又離婚ヲ訴フル者ノ出席スル時ハ<sup>其双方</sup>筆ヲ挿入<sup>手塚庄</sup>ノ者ノミニ對シ和熟ヲ諭示スヘシ若シ和熟セシムル  
コトヲ得サル時ハ其旨ヲ調書ニ記<sup>シ</sup>因<sup>シ</sup>離婚ノ訴書及証書類ヲ目代局  
ニ送達シテ其訴訟ヲ裁判所ノ審判ニ任スヘキコトヲ言渡スヘシ

二百四十條 此時ヨリ三日内ニ裁判所ニ於テハ其上席人又ハ之ニ代

ルヘキ裁判役ノ報知<sup>旨</sup>ト目代局ノ述ル所ノ旨トニ從ヒ被告人ヲ  
裁判所ニ呼出スヘキノ允許ヲ原告人ニ与フヘシ但暫ク之ヲ猶予ス  
ルモ防ナシ其猶子ノ時間ハ二十日ヲ過クヘカラス

二百四十一條 原告人ハ裁判所ノ允許ヲ得タルニ因リ内吟味ヲ為サ

シカタメ尋常ノ法式ニ循ヒ法律ニ於テ定メタル定期内ニ裁判所ヨ  
リ被告人ヲ呼出サシムヘシ且其呼出書ト共ニ離婚ヲ訴フル書ト証  
書類トノ寫書ヲ併セテ被告人ニ送達セシム可シ

二百四十二條 法律ニ於テ定メシ定期ノ終リシ時被告人ノ出席ヲ為

スト否トヲ問ス原告人ハ其意ニ隨ヒ一人又ハ代言人ト共ニ出席シ

其訴ノ主意ヲ自ラ述又ハ代言人ヲシテ述ヘシメ証書類ヲ出シ其証人ノ名氏ヲ申スヘシ

二百四十三條 被告人自ラ出席ヲナシ又ハ名代人ヲ出席セシメシ時ハ原告人ノ訴ノ主意及ヒ証書類並ニ原告人ヨリ氏名ヲ申シタル証人ノ事ニ付自ラ其意ヲ述ヘ又ハ名代人ヲシテ述シムルコトヲ得ヘシ又被告人ハ己ノ出席セシメント欲スル証人アラハ其氏名ヲ申スヘシ但シ原告人ハ被告人ヨリ氏名ヲ申タル証人ノ事ニ付其異存ヲ述ルコトヲ得ヘシ

二百四十四條 原告被告双方ノ出席シタルコト及其述タル所並ニ其自ラ陳シタル所ヲ記シテ調書トシ之ヲ双方ニ読聞セシ後双方ノ氏名ヲ手署セシムヘシ但シ其調書ニハ双方共ニ氏名ヲ手署シタル事又ハ手署スルコト能ハス或ハ手署スルコトヲ欲セサル旨ヲ述タル事アラハ其由ヲモ記スヘシ

二百四十五條 裁判所ニ於テ原告人被告人ノ双方ニ公ケノ吟味ニ出席スヘキコトヲ言渡シ其日時ヲ定メ且内吟味ニ管シタル書類ヲ目代局ニ送達スヘキコトヲ言渡シテ掛リノ裁判役ニ任スヘシ若被告人ノ出席セサル時ハ原告人ヨリ裁判所ノ言渡ニテ定メタル期限内ニ其言渡書ヲ被告人ニ送達セシムヘシ

二百四十六條 予定セシ日時ニ至リ裁判所ニテ掛リ裁判役ノ申述ルニ從ヒ且ツ目代局ノ述フル所ヲ聴キタル後被告人他故ヲ述ヘ其訴

訟ヲ拒ムコトアルニ於テハ先ツ其拒ム所ヲ裁判スヘシ若シ其拒ム所ニ道理アル時ハ離婚ノ訴ヲ為スヲ許サス若シ其拒ム所ニ道理ナク又ハ他故ヲ述ヘテ其訴訟ヲ拒ムコトナキ時ハ離婚ノ訴ヲ為スヲ允許スヘシ

二百四十七條 離婚ノ訴ヲ允許セシ後直ニ裁判役ノ告示ニ從ヒ且ツ〔朱で抹消—手原註〕〔述ル〕目代局ノ述ル所ヲ聴キタル後訴訟ノ本案ノ裁判ニ及フヘシ若シ其訴フル所裁判ヲ做シ得ヘカラサル模様トナリタル時ハ裁判所ヨリ原告被告双方共其述ル所ヲ証人ヲ以テ証スヘキコトヲ許スヘシ

二百四十八條 訴訟中何レノ時ニ於テモ双方ノ者裁判役ノ告示ノ後事目代局ノ口上ヲ述フル前ニ始ハ他故ヲ以テ訴訟ヲ拒ムコトニ付キ後ハ訴訟ノ本案ニ付テ各論弁シ又ハ代言人ヲシテ弁論セシム可シ但シ原告人自ラ出席スルニ非レハ其代言人ヲ出スコトヲ許ス可ラス

二百四十九條 裁判所ニテ証人ノ吟味ヲ為ス可キノ言渡シヲ為シタル後直チニ裁判所ノ書記官ハ調書ノ中ニ於テ双方ヨリ出サント欲スル証人ノ氏名ヲ記セシ部ヲ読上ク可シ裁判所ノ長官ハ此時猶他ノ証人ヲ申スコトヲ得可シト雖トモ後日ニ至リテハ之ヲ許ササル旨ヲ裁判所ノ長官ヨリ言聞ス可シ

二百五十條 其後直チニ双方ヨリ互ニ相忌避スル証人ニ付故障ヲ述

ルトキハ裁判所ニ於テハ目代局ノ述ル所ヲ聴キン後其故障ノ可否ヲ裁判ス可シ

二百五十一条 原告被告双方ノ者子及ヒ卑屬ノ親ヲ除クノ外其他ノ親族及ヒ婢僕タル故ヲ以テ証人ト為スノ故障ヲ述フ可ラス裁判所ニ於テハ親族及ヒ婢僕ノ証ヲモ聽ルス可シ

二百五十二条 人ヲ以テ証ス可キコトヲ允許スル言渡書ニハ吟味ヲ為サントスル証人ノ氏名ヲ記ルシ且双方ヨリ其証人ヲ出席セシム可キ日時ヲ定ム可シ

二百五十三条 証人ハ目代局及ヒ原告被告並ニ其者ノ代言人又ハ朋友ノ面前ニ於テ内吟味ヲ受ケ其証ヲ述フ可シ但シ其代言人朋友ノ員ハ三人ニ過ク可カラス

二百五十四条 原告被告ハ其相当ト思量スルコトアラハ自ら証人ニ心附ケ且問糺シ又ハ代言人ヲシテ之ヲ為サシム可シ但シ証人ノ其証ヲ述フル時間ハ辞ヲ參フルコトヲ得ス

二百五十五条 裁判所ニ於テ証人ノ述フル所及ヒ其証人ニ原告被告ヨリ心付且問糺セシ所ヲ調書ニ記シ其調書ヲ双方ノ者ト証人トニ読聞セシ後皆其氏名ヲ手署セシム可シ其氏名ヲ手署シタル時ハ其由ヲ附記シ若シ氏名ヲ手署スルコト能ハス或ハ氏名ヲ手署スルヲ欲セサルコトヲ述ル時ハ亦其由ヲモ附記ス可シ

二百五十六条 双方証人ノ吟味ヲ為シ終リシ後又ハ被告ヨリ証人ヲ

出サスシテ原告ノ証人ノミノ吟味ヲ為シ終リシ後裁判所ヨリ其双方ノ者ニ公ケノ吟味ニ出席ス可キコトヲ言渡シテ其日時ヲ定メ且内吟味ニ管シタル書類ヲ目代局ニ送達ス可キコトヲ言渡シテ掛リノ裁判役ヲ任スヘシ其言渡書ハ原告ノ求メニテ其書中ニ記シタル定期内ニ被告人ニ送達ス可シ

二百五十七条 決定ノ裁判ヲ為スタメ定メタル日ニ於テ掛リノ裁判役ヨリ裁判所ニ其告示ヲ為シタル後原告被告双方ノ者其相当ト思量スル所ヲ自ら述ヘ又ハ代言人ヲシテ之ヲ述ヘシメ其後目代局其説ヲ述フ可シ

二百五十八条 決定ノ裁判ハ公ケニ言渡ス可シ原告人右言渡ヲ得タル時ハ部曲官吏ノ面前ニ至リ離婚ヲ言渡サシムルコトヲ得可シ

二百五十九条 過慾苛虐又至重ノ害ヲ受クルニ因リ離婚ヲ訴フル時ハ其訴フル所道理アリト雖トモ裁判役直チニ離婚ヲ允許ス可ラス此場合ニ於テハ裁判ヲ為ス前ニ夫婦居ヲ分チテ相接スルニ及ハサルコトヲ允許シ且婦自ラ生計ヲ為ス能ハサル時ハ夫ノ家産ニ准セシ養料ヲ其婦ニ与フ可キコトヲ其夫ニ言渡ス可シ

二百六十条 此ノ如クシテ一年ノ時間ヲ経過セシ後双方猶協和セサル時原告ハ法律ニ於テ定メシ定期中ニ被告ヲ裁判所ニ呼ヒ出サシメ離婚ノ言渡ヲ得可シ

二百六十一条 若シ夫又ハ婦ノ加辱ノ刑ノ言渡ヲ受ケシニ因リ一方

ノ者ヨリ離婚ヲ訴フル時ハ刑法裁判所処刑ノ言渡書ノ真正ノ副本  
及ヒ此言渡書ヲ法律ニ循ヒ更(朱筆で抹消—手塚註)「結」改ス可ラサル旨ヲ記シタル刑法

裁判所ノ証書ヲ三等裁判所ニ出スノミノ法式ヲ以テ足レリトス

二百六十二条 離婚ノコトニ付三等裁判所ヨリ訴訟ヲ允許スルノ言  
渡シ又ハ離婚ノ言渡シヲ受ルト雖トモ尚其言渡ニ服セスンテ更ニ  
二等裁判所ニ出訴ヘ出ス時ハ其裁判所ニ於テ至急ノ例ニ從ヒ之ヲ  
吟味シテ裁判ヲ為スコシ

二百六十三条 三等裁判所ヨリ二等裁判所ニ出訴スコトハ三等裁判  
所ニ双方ノ者出席ヲ為シタルト一方ノ者ノミ出席ヲ為シタルトラ  
問ハス其裁判言渡書ヲ送達シタル日ヨリ三月内ニ限ルヘシ又二等  
裁判所ノ裁判言渡ニ服セスンテ覆審局ニ訴出ル定期モ其言渡書ヲ  
送達シタル日ヨリ三月内ニ限ル可シ此覆審局訴出シタル時間ハ二  
等裁判所ノ言渡ノ(朱筆で抹消—手塚註)「報」執行ヒラ中止ス可シ

二百六十四条 三等裁判所又ハ二等裁判所ニ於テ離婚ノ言渡ヲ得タ  
ル夫又ハ婦ハ二月内ニ部曲官吏ノ面前ニ至リ其官吏ヨリ被告人ヲ  
呼出シ離婚ヲ言渡サシム可シ

二百六十五条 此二月ノ期限ハ三等裁判所ノ言渡ニ付テハ二等裁判  
所ニ訴出ス可キ定期ノ終リシ時ヨリ之ヲ算ヘ又二等裁判所ニ訴出  
シタル時被告人ノ出席ヲ為スコトナク言渡セシ裁判ニ付テハ其裁  
判執行ノ故障ヲ述フルコトヲ得ヘキ期限ノ終リシ時ヨリ之ヲ算ヘ

又二等裁判所ニ於テ双方出席ノ上言渡シタル裁判ニ付テハ覆審局  
ニ訴出ス可キ期限ノ終リシ時ヨリ之ヲ算フヘシ

二百六十六条 原告人ノ被告人ヲ部曲官吏ノ面前ニ呼出サシムルコ  
トナク前条ニ記セシ二月ノ期限ヲ經過シタル時ハ裁判言渡ノ資益  
ヲ失ヒ更ニ新ナル原由アルニ非ラサレハ再ヒ離婚ヲ訴フルコトヲ  
得ス但シ新ナル原由アリテ再ヒ離婚ヲ訴出シタル時ハ己ノ資益ノ  
為メ以前ノ原由ヲ述ル事ヲ得可シ